

8. 合理的配慮の提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
事業者（学校法人など）

法的義務

【例1】受付の対応を拒否



【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等（国公立学校など）

法的義務

事業者（学校法人など）

努力義務

【例1】携帯スロープで補助



【例2】手話通訳・要約筆記を実施
障害者に前列の席を確保



具体的 対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) { 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

III. 今後の主な課題

施行3年後の見直し

- 見直しに向けた課題整理が必要

認知度向上

- 実効性確保に向けた更なる理解促進が必要

＜第1 趣旨＞

「基本方針」に即して、文部科学省が所管する分野における事業者（私立の学校、社会教育施設、文化・スポーツ施設等）が適切に対応するために必要な事項を定めるもの。

＜第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方＞

（1）不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、権利利益を侵害すること。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと

【不当な差別的取扱いに当たらない具体例】

- 障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること

(2) 合理的配慮

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること

<第3・4 関係事業者における相談体制の整備及び研修・啓発>

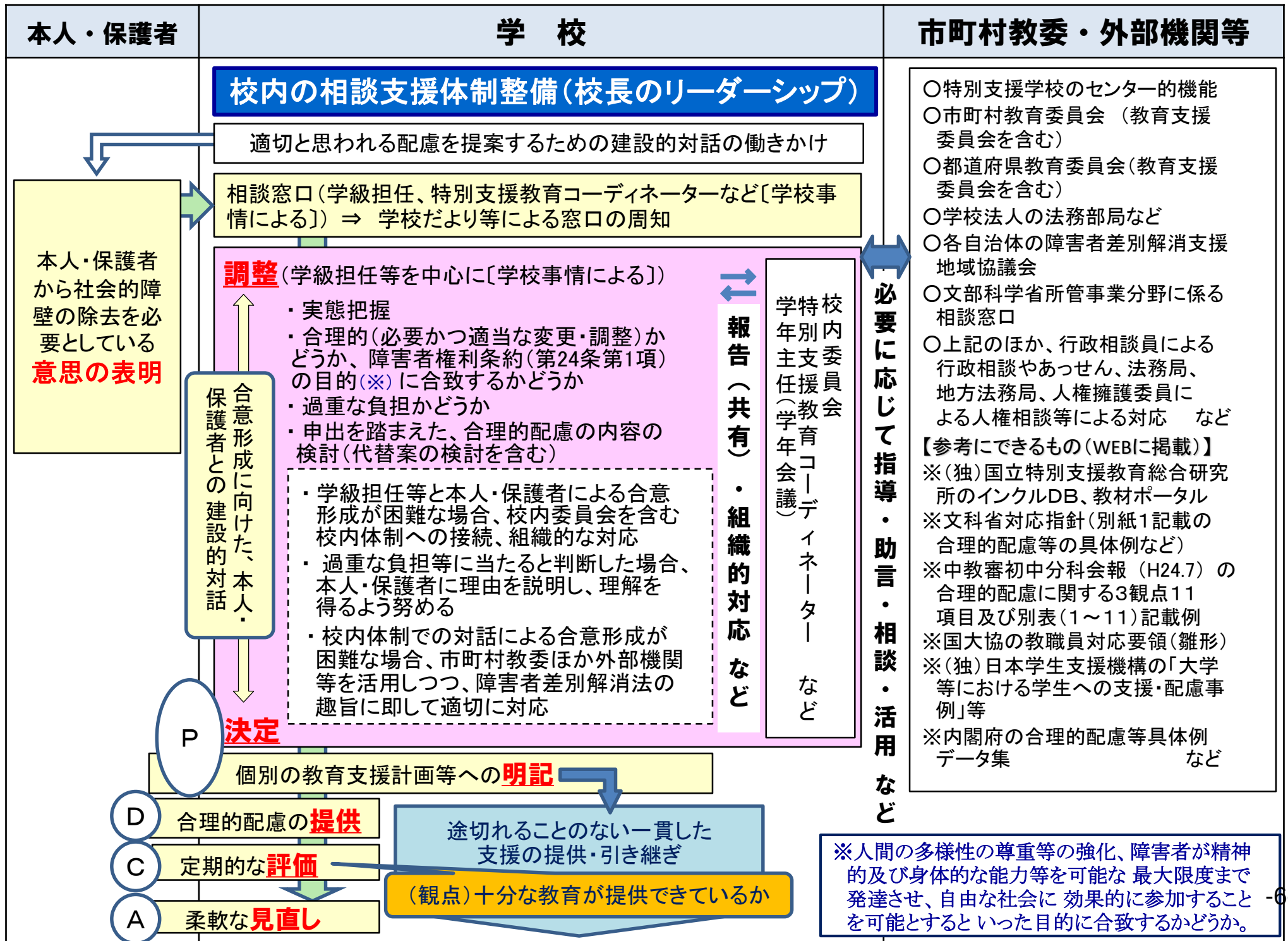
- 既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要。
- ホームページ等を活用し周知することや、相談時の配慮として、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話など、多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい。
- 障害者等の相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及・障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 学校教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気付きにくいこともある難病等をはじめとした病弱（身体虚弱を含む。）、発達障害、高次脳機能障害等の理解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発を行うことが望ましい。

<別紙2 分野別の留意点>

- 特に学校教育分野は、既に権利条約等への対応のための取組が進められており、既存の有識者会議等による報告書に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応する。
- 相談体制の整備においては、校長・学長がリーダーシップを発揮するとともに、学校と本人のみでは合意が困難な場合は、設置者である学校法人が適切に対応する。
- スポーツ分野・文化芸術分野について、スポーツ基本法・文化芸術振興基本法等に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要。

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）

意思の表明 ↓ 調整 ↓ 決定・提供 ↓ 評価 ↓ 見直しのプロセス



※人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な 最大限度まで発達させ、自由な社会に 効果的に参加することを可能とするとといった目的に合致するかどうか。

高等学校入学者選抜における障害のある生徒への配慮について

【障害者差別解消法】

○ 不当な差別的取扱いの禁止

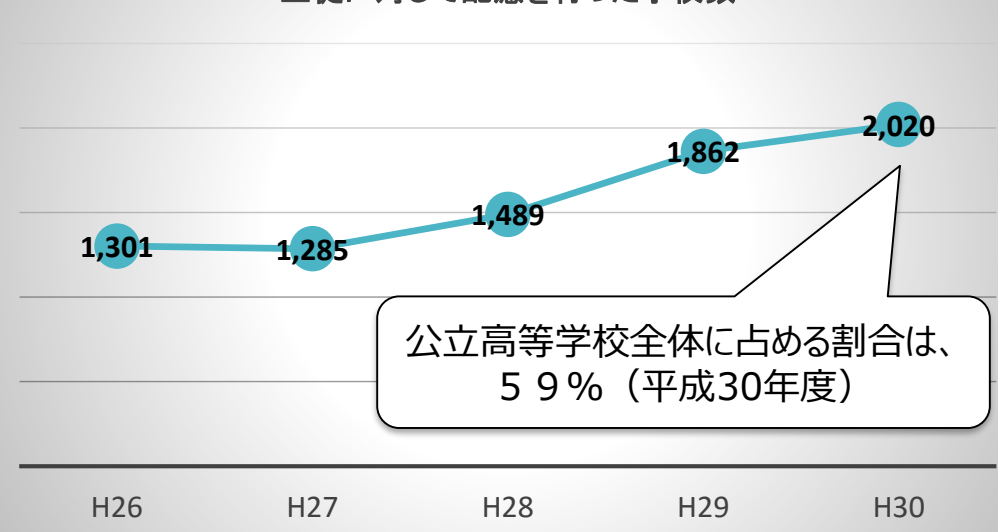
国・地方公共団体（国公立学校を含む。）⇒ 法的義務
事業者（学校法人など）⇒ 法的義務
（例）入学の出願の受理、受検、入学を拒否

○ 合理的配慮の提供

国・地方公共団体（国公立学校を含む。）⇒ 法的義務
事業者（学校法人など）⇒ 努力義務
（例）別室での受験、試験時間の延長

施行：平成28年4月1日

公立高等学校入学者選抜において障害のある生徒に対して配慮を行った学校数



【不当な差別的取り扱い、合理的配慮等の具体例】

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校への入学の出願の受理、受検、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

（3）ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針（平成27年11月9日告示）抜粋」

入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供の課題

課題の内容（複数回答）	県数
①提供の必要性の判断が困難	21県
②判断材料（必要書類等）にかかるルール作りが困難	4県
③提供すべき合理的配慮の内容の判断が困難	18県
④教員の人数の不足から提供が困難	13県
⑤教員の知識・経験の不足から提供が困難	5県
⑥施設的な面から提供が困難	11県
⑦他の受験生との公平性の確保が困難	22県

高校入試における障害のある生徒への配慮に関する取組例

【北海道】

流れや相談窓口等を記載したお知らせを作成し、道立高等学校を受検する生徒（保護者）に中学校が配布

<内容>

- ◎ 出願前に行うこと（流れ）
 - ① 生徒・保護者から中学校へ相談
 - ② 中学校から高等学校へ相談
 - ③ 生徒、保護者、中学校・高等学校関係者等による実施方法等の確認
 - ④ 高等学校と道教委（高校教育課）との協議
 - ⑤ 高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答
- ◎ 学力検査等においてこれまで実施した特別の配慮の例
- ◎ 特別の配慮に関するQ & A
- ◎ 相談窓口

【鳥取県】

突発的事故等により、配慮を希望する志願者も申請ができる体制を整備

<内容>

- ア 出願前申請
中学校において、個別の教育支援計画等に基づき、日常的に配慮が行われている場合
- イ 出願時申請
突発的事故等により配慮が必要となった場合

【群馬県】

県のウェブサイトで「入学者選抜に係る配慮の具体例」と「入学後における配慮の具体例」を公表

<内容>

1. 入学者選抜に係る配慮の具体例

- 問題用紙・解答用紙の拡大
- 集団面接に代えて個人面接を実施
- 検査時間の延長
- 会場や座席の位置の変更
- 補聴器、拡大鏡、車椅子等、補助具の使用
- I C T等支援機器の活用 など

2. 入学後における配慮の具体例

- 移動や日常生活を介助する人員の配置
- 階段や段差の昇降を補助する手すりの増設
- 障害に対応するトイレの設置
- エレベーターの設置及び階段昇降車の整備 など

大学入試センター試験における受験上の配慮

受験上の配慮事項一覧

【解答方法や試験時間に関する配慮】

- ①点字解答（試験時間を1.5倍に延長）
- ②文字解答（試験時間を1.3倍に延長又は延長なし）
- ③チェック解答（試験時間を1.3倍に延長又は延長なし）
- ④代筆解答（試験時間を1.3倍（科目によっては1.5倍）に延長又は延長なし）
- ⑤上記の他、マークシート解答においても試験時間を1.3倍に延長する場合があります。

【試験室や座席に関する配慮】

- ①1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験
- ②洋式トイレ又は障害者用（多目的）トイレに近い試験室で受験
- ③窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定
- ④別室の設定

【持参して使用するものに関する配慮】

- ①拡大鏡等の持参使用
- ②照明器具の持参使用
- ③補聴器又は人工内耳の装用（コードを含む）
- ④特製机・椅子の持参使用
- ⑤車いすの持参使用
- ⑥杖の持参使用

【その他の配慮】

- ①拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配布
- ②照明器具の試験場側での準備
- ③手話通訳士等の配置
- ④注意事項等の文書による伝達
- ⑤リスニングの免除
- ⑥リスニングにおける音声聴取の方法の変更
- ⑦試験場への乗用車での入構
- ⑧試験室入口までの付添者の同伴
- ⑨介助者の配置
- ⑩特製机・椅子の試験場側での準備
- ⑪「最後列」や「試験室正面に向かって左側」などの座席の指定、試験時間中の薬の服用、吸入器の持参使用、パソコンの利用など

※パソコンの利用や上に記載がない受験上の配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センターに相談してください。

平成31年度大学入学者選抜
大学入試センター試験

受験上の配慮案内
〔障害等のある方への配慮案内〕

出願前に申請する場合
平成30年8月1日(水)
～9月28日(金) (消印有効)

※ 大学入試センター試験の出願期間中に審査結果の通知を希望する場合は、9月5日(水) (消印有効) までに申請してください。

出願時に申請する場合
平成30年10月1日(月)
～10月12日(金) (消印有効)

大学入試センターでは、
受験上の配慮に関する
事前相談を随時受付

※例年の配慮申請からセンター試験受験までのスケジュール				
	配慮申請			受験出願
	事前申請の前半	事前申請の後半	出願に並行	
7月	↓	↓	↓	
	『配慮案内』配布開始			
8月	出願前申請	↓	↓	
9月	↓	出願前申請		『受験案内』配布開始
	審査結果通知		↓	
10月	↓	↓	出願時申請	出願
11月		審査結果通知		↓
		↓		
12月	決 定 通 知			受験票送付
	↓			↓
1月	セ ン タ ー 試 験			

都道府県における合理的配慮普及推進に係る研修会等への関係職員派遣について

令和元年 5 月 9 日初等中等教育局長決定

1. 趣旨

文部科学省は、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応指針に係る十分な情報提供を行うことや、障害のある子供一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて実施する「合理的配慮」についての理解を深め、各地域における特別支援教育の一層の推進を図るため、都道府県が域内にある各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）の設置者（国立大学法人、都道府県、市町村、学校法人等）を対象に開催する研修会等に関係職員を派遣する。

2. 内容

文部科学省が派遣した関係職員は、都道府県が域内にある各学校の設置者を対象に開催する研修会等において次に示す内容を説明する。

- （１）学校における合理的配慮の在り方について
- （２）学校等における合理的配慮に関する取組事例について
- （３）その他合理的配慮普及推進に関すること

3. 決定

文部科学省は、都道府県から提出された計画書に基づき、当該都道府県と調整の上、関係職員の派遣を決定する。

4. 派遣

関係職員の派遣に係る経費は、文部科学省が負担する。

なお、研修会等の実施形態によっては開催に係る経費の一部を文部科学省が負担する。

5. 報告

都道府県は、研修会等に参加した各学校の設置者が管下の学校に対してその内容を周知する機会を設けたかどうかを確認し、その結果を文部科学省に報告すること。

6. その他

- （１）本件に関する庶務は、特別支援教育課において行う。
- （２）計画や報告に係る様式については、別途特別支援教育課長が定める。

高校入試時における合理的配慮の提供も視野に入れた、 中学校の定期試験におけるICT支援機器活用の例

※発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業（文部科学省委託事業）

（生徒の状況）

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある（読み書きに顕著な困難がみられる）生徒A（中学1年生）は、通級による指導を受けている。授業中、時間内に板書を写すことが難しく、また、テストでは時間が足りずに力を発揮できていない様子が見られた。

授業の内容が理解できていないわけではないが、テストによる評価が正当に表れていないと考えられたため、本人の学習意欲の維持が心配されることが懸念された。

**合理的配慮内容の決定・提供について、通級指導教室を利用しながら、
全教員でプロセスを検討**

（テストにおける配慮の内容）

- ① 教科によっては、ルビ付きの問題用紙を使用。
- ② 国語等のテストにおいては、事前に教師が問題文を録音し、タブレット端末（ビデオ機能）を使って読み上げ。
⇒ 別室において一人でテストを受け、タブレット端末は本人が操作。



本取組の詳細は、追って「インクルD B（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」にアップ予定です。

（高校入試を実施側に求められる対応）

- 医師の診断書の発行に時間を要する場合等もあることから、**申請方法等の明確化**を図ること。
⇒ **申請方法**（申請時期、申請先、必要な書類など）、**決定時期、再申請の方法**など
- 合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであることから、**申請を不許可とする場合は、その理由を具体的に説明**する必要があること。
- 受験上の配慮事項を決定するにあたっては、中学校において行われている配慮や支援の内容が参考になることから、中学校と高等学校が連携を図るなどして、**積極的に情報共有**を行うこと。

インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)の本格稼働(平成26年7月)

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)の内容(URL:<http://inclusive.nise.go.jp/>)

○インクルーシブ教育システム構築を理解するためのコンテンツ

インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&Aの掲載などのコンテンツを整備することで、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供することを目的としています。

1. インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)
- (2) 関連法令・施策
- (3) 関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 成果報告書(概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

4. 「合理的配慮」実践事例データベース

各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行うモデル事業(実施主体:文部科学省)等で得られた事例について、データベース化を行い、提供しています。

DBの活用場面

入学、進学、転学・
転籍、実際の学習
場面 など



○フリーワードによる全文検索から出力

例: 通常の学級 補聴器 騒音

○検索項目から出力

- | | |
|--------------------|--------------------|
| I. 対象児童生徒等の障害種 | V. 基礎的環境整備の観点 |
| II. 対象児童生徒等の障害の程度 | VI. 合理的配慮の観点 |
| III. 対象児童生徒等の在籍状況等 | VII. 検索キーワード(自由記述) |
| IV. 対象児童生徒等の学年 | |

検索

実践事例
A

実践事例
B

実践事例
C



学習上の支援機器等教材活用促進事業

学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 (H26～29)

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、ICTを活用した教材など、障害のある児童生徒が入手しやすい価格、障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材の開発を支援。

学習上の支援機器等教材活用評価研究事業 (H29～R1)

教員が障害の状態や特性を理解した上で、適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器等の活用に伴う学習評価の研究を実施。また、支援機器等教材を必要としない幼児児童生徒及び保護者に対する理解啓発のための効果的取組について研究を実施。

学習上の支援機器等教材活用促進事業 「これが欲しかった！ICT機器の「次の」活用方法



特別支援教育教材ポータルサイト（特総研）



9. 学校における医療的ケア

1. 学校において医療的ケアを実施する意義について

学校において医療的ケアを実施することで



○教育機会の確保・充実

授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数の増加



○経管栄養や導尿等を通じた生活のリズムの形成

(健康の保持・心理的な安定)

○吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成

(コミュニケーション・人間関係の形成)

○排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上

(心理的な安定・人間関係の形成)

○安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築

(人間関係の形成・コミュニケーション)

※カッコは対応する学習指導要領「自立活動」の区分の例



- ☆看護師は、その専門性を活かして医療的ケアを進め、
教員が、その専門性を活かしてサポートする。
- ☆教員は、その専門性を活かして授業を進め、
看護師が、その専門性を活かしてサポートする。

双方がその専門性を発揮して
児童生徒の成長・発達を最大限に促す

2. 学校において教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

- いわゆる「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。
- 医師や看護師等の免許を持たない者は、反復継続する意思をもって医行為を行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、教員等も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で実施できることとなった。

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

学校における医療的ケア

特定行為

- ・口腔内の喀痰吸引
- ・鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内の喀痰吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

※「認定特定行為業務従事者」として、教員等も実施可。

特定行為以外の医行為

看護師等の免許を持った者が実施

（本人や家族の者が医行為を行う場合は違法性が阻却されることがあるとされている。）

教員等が行うことのできる医療的ケア（特定行為）の内容と範囲

喀痰吸引（たんの吸引）

筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。

〈行為にあたっての留意点〉

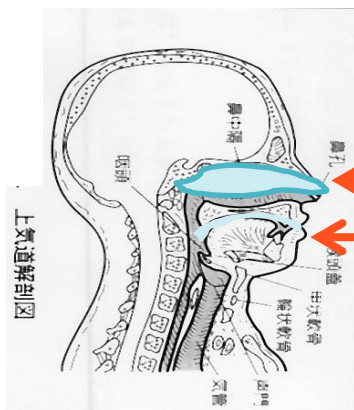
①口腔内

②鼻腔内

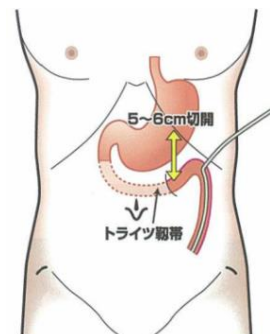
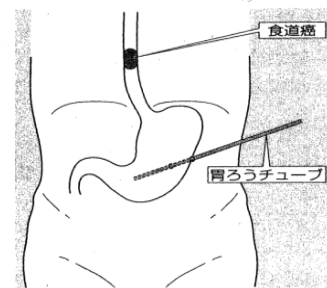
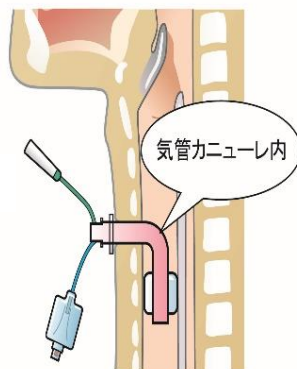
③気管カニューレ内

④胃ろう又は腸ろう

⑤経鼻経管栄養



①鼻腔内
②口腔内



教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。

（注意）カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。

学校において行われる医療的ケアの例

医療的ケア項目	
栄養	●経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入） ●経管栄養（胃ろう） ●経管栄養（腸ろう） - 経管栄養（口腔ネラトン法） - I V H 中心静脈栄養
呼吸	●口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前まで） - 口腔・鼻腔内吸引（咽頭より奥の気道） ●気管切開部（気管カニューレ内）からの吸引 - 気管切開部（気管カニューレ奥）からの吸引 - 経鼻咽頭エアウェイ内吸引 - 気管切開部の衛生管理 - ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入 - 経鼻咽頭エアウェイの装着 - 酸素療法 - 人工呼吸器の使用 - カフアシスト
排泄	- 導尿 - 浣腸
その他	- 血糖値測定 - インスリン注射 - その他

●：特定行為

喀痰吸引等研修 ～研修課程（1）～

	ケア提供対象者	研修類型	研修の内容
喀痰吸引等研修	不特定多数	第1号研修 喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる5種類の行為(※)のすべてを行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシュミレーター演習 + 実地研修
		第2号研修 喀痰吸引及び経管栄養のうち、 <u>実地研修を終了した5種類の行為(※)のいずれかについて</u> 行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシュミレーター演習 + 実地研修 (各行為のいずれかを実施)
	特定の者	第3号研修 実地研修を重視した類型(特定の行為が必要な利用者を介護することがすでに想定されている者を対象として、 <u>5種類の行為(※)のいずれかについて</u> 行う類型)	基本研修 講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には、20.5時間 + 実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてのみ実施。

※5種類の行為

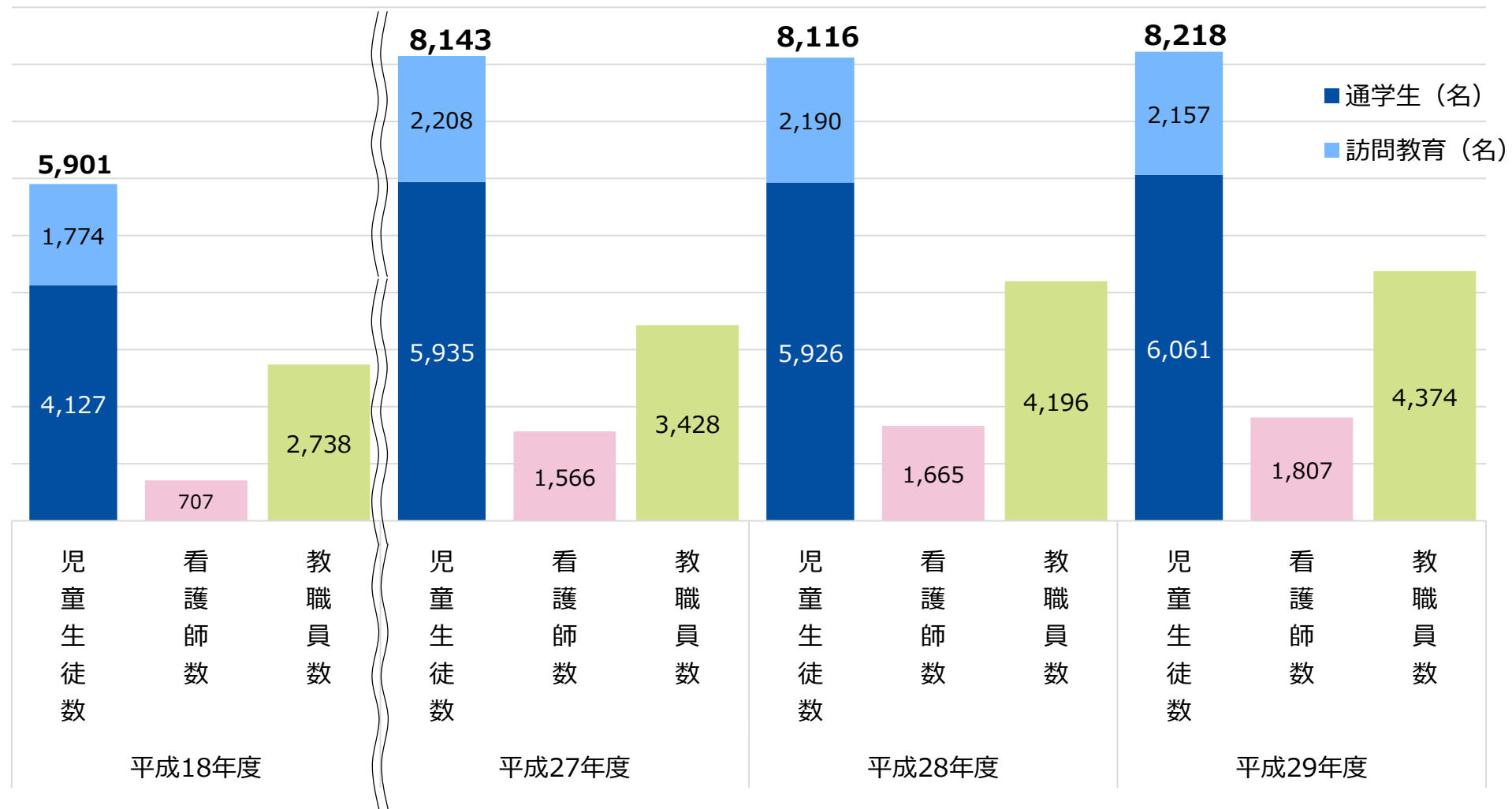
- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

喀痰吸引等研修～研修課程（２）～

		(不特定多数の者対象)					(特定の者対象)			
		第1号研修／第2号研修					第3号研修			
		科目又は行為		時間数又は回数			1号	2号	科目又は行為	
1 基本研修	①講義	人間と社会	1.5	13	50H	○	○	重度障害児・者の地域生活等に関する講義	2	9H
		保健医療制度とチーム医療	2					喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6	
		安全な療養生活	4							
		清潔保持と感染予防	2.5							
		健康状態の把握	3							
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	11	19				緊急時の対応及び危険防止に関する講義	6	
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8							
		高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10	18						
		高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8							
	②演習	口腔内の喀痰吸引	5回以上			○	○	喀痰吸引等に関する演習	1	
		鼻腔内の喀痰吸引	5回以上							
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上							
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上							
		経鼻経管栄養	5回以上							
		救急蘇生法	1回以上							
2 実地研修		口腔内の喀痰吸引	10回以上			○	いずれかを実施	口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技術を習得したと認められるまで実施	
		鼻腔内の喀痰吸引	20回以上			○		鼻腔内の喀痰吸引		
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上			○		気管カニューレ内部の喀痰吸引		
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上			○		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		
		経鼻経管栄養	20回以上			○		経鼻経管栄養		

3. 学校において医療的ケアが必要な児童生徒等の状況

対象となる幼児児童生徒数・看護師数・教職員数の推移（公立特別支援学校(幼稚部～高等部)）



（注）教職員数は、認定特定行為業務従事者として医療的ケアを実施する教職員の数。
平成27年度は9月1日現在、その他は5月1日現在。
平成28年度と平成29年度は年度中に医療的ケアを実施（予定を含む。）する教職員の数

対象児童生徒等の通学・訪問教育の別

区分	医療的ケアが必要な児童生徒等数（H29年度（名））				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部 (専攻科除く)	合計
通学生	41 (2)	3,011 (351)	1,532 (218)	1,477 (219)	6,061 (790)
訪問教育	0	1,059	550	548	2,157
合計	41	4,070	2,082	2,025	8,218

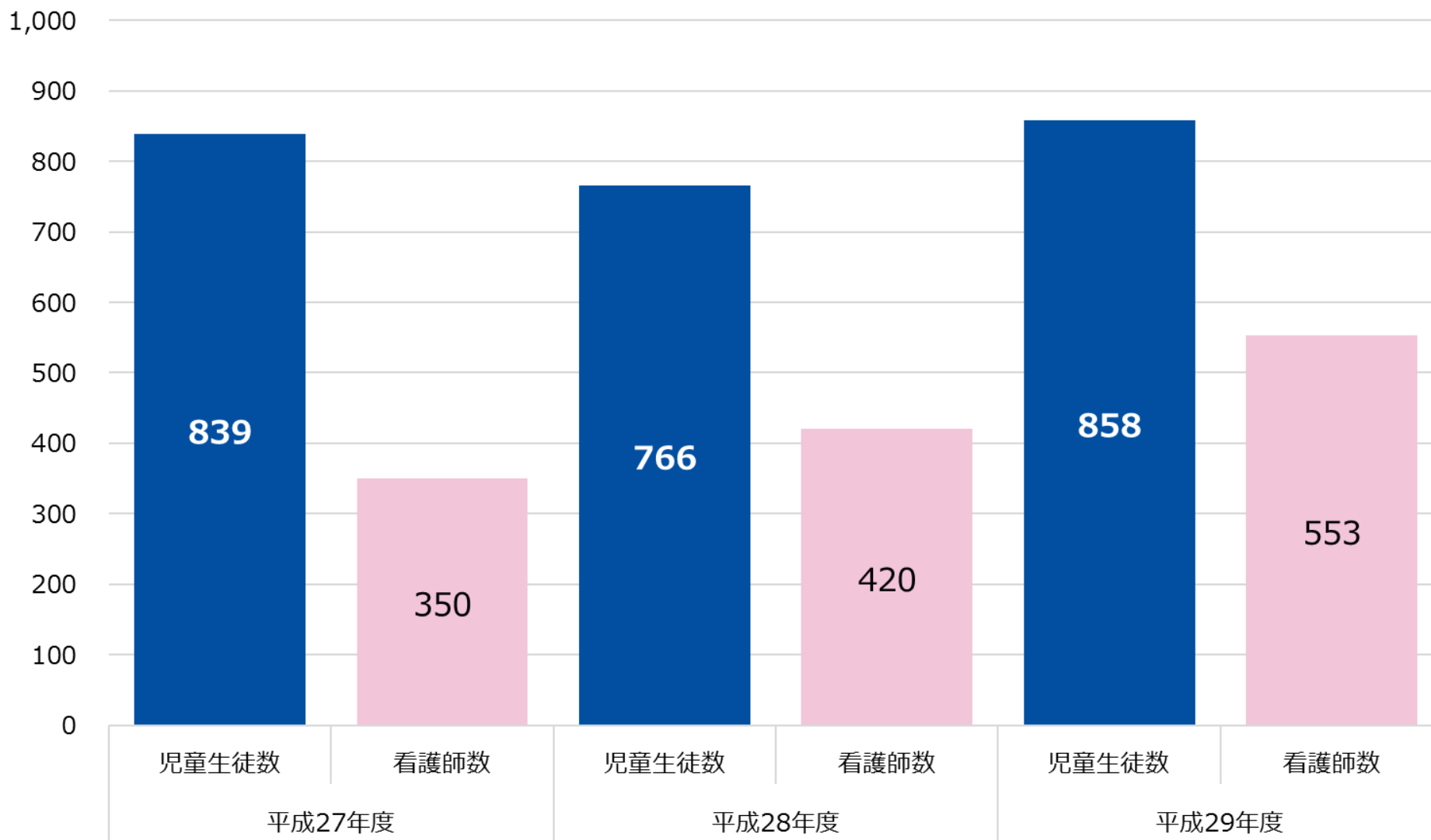
※カッコは病院内や病院に併設している特別支援学校の本校・分校・分教室に在籍者で内数。

医療的ケアの行為別（例）の通学・訪問教育の別

区分	医療的ケアの項目ごとの児童生徒等数（H29年度（名））			
	経管栄養 (胃ろう)	経管栄養 (腸ろう)	気管カニューレ内の痰 の吸引	人工呼吸器の使用
通学生	2,963 (395)	79 (24)	1,467 (244)	483 (183)
訪問教育	1,263	61	1,091	935
合計	4,226	140	2,558	1,418

※カッコは病院内や病院に併設している特別支援学校の本校・分校・分教室に在籍者で内数。

対象となる児童生徒数・看護師数の推移（公立小・中学校）



学校における医療的ケアの実施に関する検討会議について

【目的】

学校においては、平成24年に、一定の研修を受けた教員等がたんの吸引等の医療的ケアが実施できるようになったことを受け、文部科学省初等中等局長通知によって示した基本的考え方に基づき、医療的ケアが実施されてきた。

5年を経て、人工呼吸器の管理をはじめとした高度な医療的ケアへの対応や訪問看護師の活用など、新たな課題も見られるようになっていくことを受け、学校における医療的ケアをより安全かつ適切に実施できるよう、更なる検討を行う。

【検討事項】

- (1) 学校における医療的ケアの実施体制の在り方について
- (2) 人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為を実施する際の留意事項について
- (3) 学校において実施できる医療的ケアの範囲の明確化について
- (4) 校外学習・宿泊学習など学校施設以外場で実施する際の基本的考え方の整理について
- (5) 看護師が学校において医療的ケアに対応するための研修機会の充実について

【委員】

座長 下山直人筑波大学教授

北海道教育委員会、豊中市教育委員会、全国特別支援学校長会、全国養護教諭連絡協議会、日本医師会、日本看護協会、日本訪問看護財団、日本小児神経学会、日本小児医療保健協議会、日本小児看護学会、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会、全国医療的ケア児者支援協議会親の部会

【設置期間】

平成29年10月から平成31年3月まで

検討の背景

- 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（医療的ケア児）が増加。
- 平成24年度に、一定の研修を修了し、たんの吸引等の業務の登録認定を受けた者が、特定の医療的ケアを実施することが制度化。
- 前年に、特別支援学校等を中心に、主として特定行為を実施する際の留意事項を各教育委員会に通知（23年通知）。

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

学校における医療的ケア

特定行為（※）

- 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養



※認定された教職員等（認定特定行為業務従事者）が一定の条件の下に実施可

特定行為以外の、学校で行われている医行為（**看護師等が実施**）

（本人や家族が医行為を行う場合、違法性が阻却されることがあるとされている。）

- また、文部科学省としては、以下の項目について予算措置
 - 医療的ケアを行う看護師の配置に係る費用の一部（1/3以内）を補助（2019年度予算案:1800人）
 - 特定行為以外の医療的ケアにも対応した体制を整備するためのモデル事業の実施（2019年度予算案:59百万円（20地域））
- 一方、
 - 学齢期の医療的ケア児の増加
 - 特別支援学校ではなく小・中学校等への通学
 - 人工呼吸器の管理など特定行為以外の医療的ケアへの対応 等**医療的ケア児を取り巻く環境も変化。**

学校における医療的ケアの実施に関する検討会議（座長：下山直人 筑波大学教授）を設置し、平成29年10月～平成31年2月まで検討。

1. 医療的ケア児の教育の場

- 医療的ケア児の実態は多様であり、いわゆる重症心身障害児に該当する者のみならず、歩いたり活発に動き回ったりすることが可能な児童生徒等も存在。医療的ケアの種類・頻度のみに着目した画一的な対応ではなく、**医療的ケアの状態等や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要。**

特別支援学校で医療的ケアが必要な児童生徒等数（H29年度）
（ ）はH18年度

区分	幼稚部	小学部	中学部	高等部 （専攻科除く）	合計
通学生	41 (36)	3,011 (2,089)	1,532 (973)	1,477 (1,029)	6,061 (4,127)
訪問教育	0 (0)	1,059 (860)	550 (372)	548 (542)	2,157 (1,774)
合計	41 (36)	4,070 (2,949)	2,082 (1,345)	2,025 (1,571)	8,218 (5,901)

小・中学校等で医療的ケア必要な児童生徒数（H29年度）

通常の学級	特別支援学級	合計
271	587	858

- 人工呼吸器の管理が必要な児童生徒の約2/3が訪問教育を受けている。一方、モデル事業実施自治体を中心に、訪問教育から通学へと移行した事例、人工呼吸器を装着しながら小・中学校で指導を受ける事例も存在。
- 就学先決定については、個々の児童生徒について障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた**総合的な観点から就学先を決定する**仕組みへと平成25年に学校教育法施行令を改正。
- 「教育の場」の決定には、学校設置者である教育委員会が主体となり、**早期からの教育相談・支援と丁寧な合意形成のプロセス**が必要。
- 医療的ケア児が長期間通学できない場合には、**遠隔教育などICTの効果的な活用による指導時間の増加**等も有効。対面指導に代替するのではなく補完し教育の充実につなげるものとして活用すべき。徐々に学校生活に適應するための手段として利用することも考えられる。

2. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方

(1) 関係者の役割分担

- 学校における医療的ケアの実施は、教育面・安全面で、大きな意義を持つ。
- 教育委員会や学校だけでなく、主治医や保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが責任を果たし、学校における医療的ケアの実施に当たることが必要。

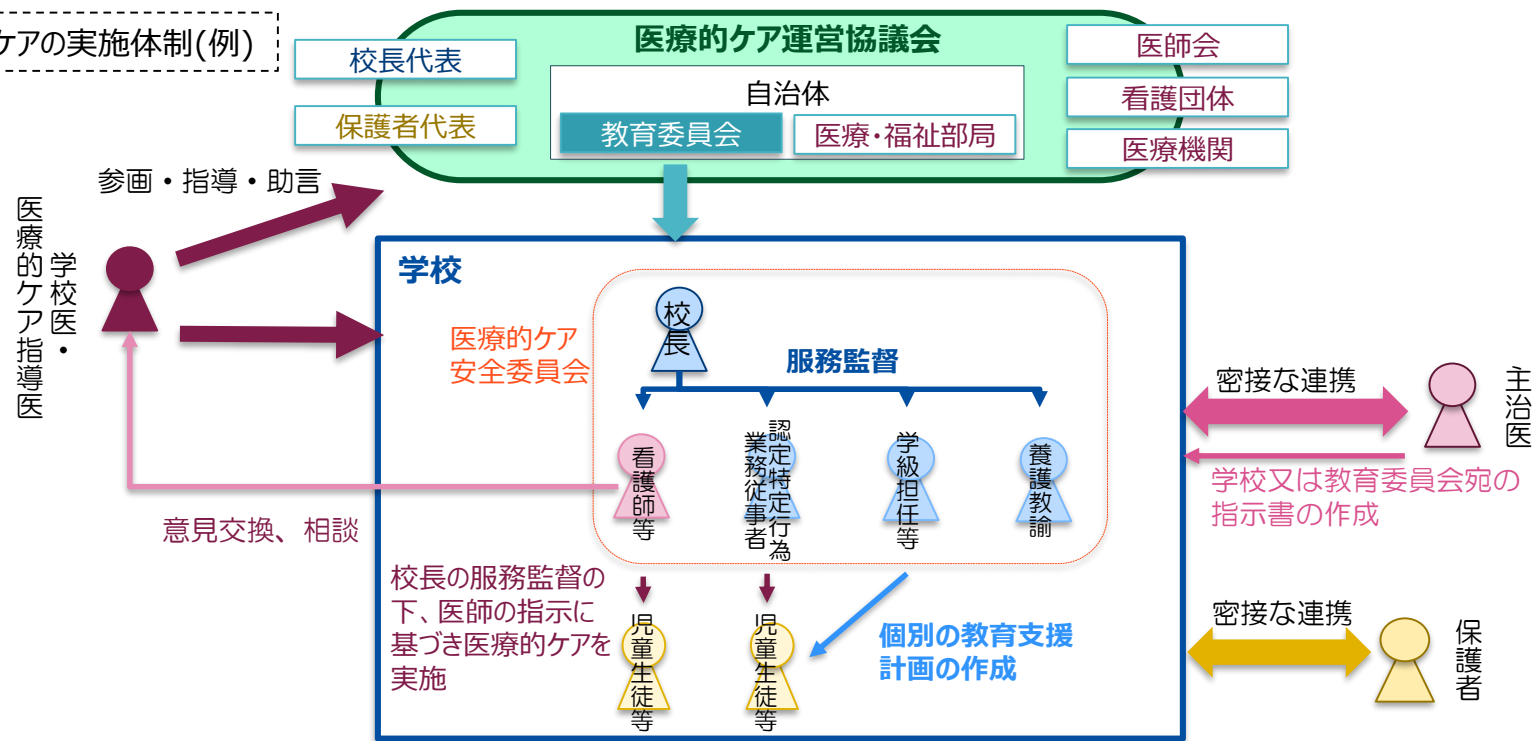
(2) 医療関係者との関係

- 地域の医師会や看護団体等の協力を得て、小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用することが必要。指示書に責任を持つ主治医との連携も不可欠
- 教育委員会は、医療的ケアや在宅医療に知見のある医師を学校医としたり、医療的ケア指導医を委嘱したりすることが重要。

(3) 保護者との関係

- 保護者から、健康状態や医療的ケアの頻度、緊急時の対応などについて説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について、共通理解を図ることが必要。
- 体調不良時に無理な登校を控えたり、緊急時の連絡手段を確保するなど保護者にも一定の役割。
- 保護者の付添いについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき。

学校における医療的ケアの実施体制(例)



3. 教育委員会における管理体制の在り方

- 総括的な管理体制を構築するためには医療・福祉などの知見が不可欠。教育、福祉、医療等の関係者、保護者の代表者などで構成される医療的ケア運営協議会の設置が必要。
- 域内の学校に共通する重要事項について、ガイドライン等を策定。
- 特定行為以外の医療的ケアについては、一律に対応するのではなく、個々の医療的ケア児の状態に応じてその安全性を考慮しながら対応を検討。
- 看護師等の配置は、医療機関等に委託する事も可能。その際は業務内容や手続きを十分検討し、契約書等で明確にすることが必要。

4. 学校における実施体制の在り方

- 教育委員会のガイドラインに基づき、学校毎の実施要領を策定。
- 医療的ケア安全委員会を設置するなど、校長の管理責任の下、関係者が連携し対応できる体制を構築。
- 看護師等がより安心して医療的ケアを実施するためには、指導的な立場の看護師の配置に加え、医療関係者と直接意見交換・相談できる体制の構築、「チーム学校」の一員として他の教職員とのコミュニケーションも重要。
- 「個別的教育支援計画」を作成する際に、主治医や訪問看護ステーションの看護師等から情報を得たり意見交換することが望ましい。

5. 認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の特定行為を実施する上での留意事項

- 23年通知の考え方にに基づき実施。

(参考) 23年通知

- 特別支援学校では、各特定行為の留意点を踏まえ、認定特定行為業務従事者が実施することが可能。

認定特定行為業務従事者が行う場合、
・喀痰吸引については咽頭の手前までを限度とすること、医師の指示により挿入するチューブの長さを決める必要があること
・気管カニューレ内の喀痰吸引に限ること
・経管栄養の場合、チューブが正確に胃の中に挿入されているかの確認は看護師等が行うこと
・実施に係る記録等を整備すること

等

- 小中学校等においては、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等がバックアップする体制が望ましい。

6. 特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項

- モデル事業等の成果も参考にしつつ、**医療的ケア運営協議会において全体的な方針を検討した上で、各学校において、主治医や教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医や看護師等の助言を得つつ、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮しながら、対応の在り方を検討**する。また、各学校の実施状況について、医療的ケア運営協議会で共有することが必要。

(23年通知の変更)

7. 医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断

- 各学校・教育委員会において「医行為」に該当するか否かの判断が難しいと考えられている事例を収集し、その中でも、**平成17年通知※に掲げる行為に類似すると考えられる行為について厚生労働省に照会し、その結果を周知**することが必要である。
- また、医学会等から地域の医療関係者の判断に資するような各種の情報が提供されることも期待される。

※「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(平成17年8月25日17国文科ス第30号初等中等教育局長通知)」において、厚生労働省が示す「原則として医行為ではないと考えられるもの」の周知を図っている。

8. 研修機会の提供

- 教育委員会は、学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、**医療部局や福祉部局等と連携の上、実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保**するとともに、**学校での医療的ケアの意義や他職種との協働を理解するための研修機会を提供することが必要**。地域の医師会・看護団体等主催の研修を受講する機会を与えるのも有効。
- 国は、各自治体の参考となるような情報提供や実技演習、実践報告等を含めた研修の企画・実施に努めることが重要**。各教育委員会は、指導的な立場にある看護師や教育委員会の担当者等が受講できるよう配慮する必要がある。
- 校内連携のため、医療的ケアを実施しない教職員に対しても、医療的ケアの基礎知識に関する校内研修を実施すること。

9. 校外における医療的ケア

(1) 校外学習(宿泊学習を含む。)

- 各学校及び医療的ケア児の状況に応じ、**看護師等又は認定特定行為業務従事者が実施する体制を構築**することとする。(23年通知の変更)
※小中学校等においては、校内と同様、主として看護師等が当たる。
- 泊を伴う行事については、**勤務時間等も考慮した人員確保とともに、緊急の事態に備え、医療機関等との連携協力体制の構築も必要**。泊を伴う勤務に対応した自治体の規則の整備も必要。

(2) スクールバスなど専用通学車両による登下校

- スクールバスなど専用通学車両の登下校において、乗車中に喀痰吸引が必要なる場合には、**看護師等による対応を基本**とすること。
- 運行ルート設定の際に安全に停車可能な地点をあらかじめ確認し、停車して医療的ケアを実施すること。
- 緊急時対応が必要となる場合の対応策について、保護者と学校関係者との共通理解を図ることが必要。

10. 災害時の対応

- 医療材料や医療器具、非常食等の準備・備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議することが必要。
- 人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、**電源の確保や日頃からの点検を行うとともに、停電時の対応を保護者と学校関係者で事前に確認**する必要がある。

医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について（令和元年5月21日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）

2019年5月17日に宮城県において、特別支援学校高等部に通う医療的ケアが必要な生徒が喀痰が原因で登校中のスクールバスの中で心肺停止状態となり搬送され、病院で死亡が確認されるという事案が発生。

文部科学省では、2019年5月21日に事務連絡を発出し、スクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について、改めて適切な対応を要請。

【通知の内容】

○2019年3月に発出した通知「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月20日付け30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知）」の確認

- ・スクールバスなど専用通学車両への乗車については、医療的ケア児の乗車可能性をできる限り追求し、個別に判断すること。
- ・スクールバスなど専用通学車両の登下校において、乗車中に喀痰吸引が必要となる場合には看護師等による対応を基本とすること。
- ・運行ルート設定の際、安全に停車可能な地点をあらかじめ確認し、停車して医療的ケアを実施すること。
- ・緊急時対応が必要となる場合の対応策について、保護者と学校関係者（教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医、看護師等を含む。）との共通理解を図ること。

医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について（令和元年5月21日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）

【通知の内容】

各学校の設置者においては、医療的ケアが必要な幼児児童生徒が通う学校に対して、各学校において作成する個別マニュアル等に、

①例えば、スクールバスによる登下校時に容態が急変した際は、速やかに、安全な場所に停車し、直ちに、救急車を要請するなどの危機管理への対応が盛り込まれているか、

②作成した個別マニュアル等の内容が関係する全ての職員に理解されているかなどの確認を求めるなど、

緊急の対応が必要な事態が発生した際の対応に万全を期すよう要請。

（１） 出向による看護師の配置

（２）医療的ケア指導医と主治医、学校の連携

また、主治医による看護師への指導や事前研修のほか、医療的ケアの試行期間の設定が省略できる。



- ①保護者への事前説明（学校）
- ②指示書を添えて校長に申請（保護者）
- ③指導医への受診（保護者）
- ④個別マニュアルの作成（学校・看護師）
- ⑤校内委員会で協議（校長）
- ⑥実施の可否決定の保護者への通知（校長）
- ⑦校長への同意書の提出（保護者）
- ⑧医療的ケアの実施

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。また、各学校においては、看護師等を中心に教職員等が連携して医療的ケアに当たること。

「学校における医療的ケアの今後の対応について」 （平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知）

教育委員会において医療的ケア児に関する総括的な管理体制の構築に取り組んだ例（岡山県）

岡山県教育委員会においては、総括的な管理体制を構築するため、学識・医療・保健・福祉・教育等の関係者を委員とした運営協議会を設置し、全県的な視点で特別支援学校における医療的ケアの在り方を検討。⇒平成30年度は人工呼吸器使用児童生徒への対応などについて協議

【所管事項】

- （１）特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育対応に関すること
- （２）医療・保健・福祉関係機関との連携に関すること
- （３）医療的ケアの実施に係る校内体制の在り方に関すること
- （４）特別支援学校における日常的・応急的対応の範囲に関すること
- （５）看護師及び教員に対する医療的ケアの実施に係る研修の在り方に関すること
- （６）その他特別支援学校における医療的ケアの実施体制の整備に関すること

【構成メンバー(H30)】

学識経験者	1名（大学教授）
医療関係者	5名（県医師会、県看護協会など）
保健福祉関係者	1名（県保健福祉部）
教育関係者	2名（県教育委員会）
保護者	1名
学校関係者	7名（特別支援学校の校長・養護教諭）

＜平成30年度の開催状況＞**（第1回）6月25日**

- ・ 特別支援学校における医療的ケア実施の状況報告
- ・ 人工呼吸器使用児童生徒への対応
- ・ 気管カニューレ事故抜去時の対応

（第2回）2月18日

- ・ アクシデント報告と対応の評価
- ・ 人工呼吸器使用児童生徒の通学受入ガイドライン（案）の検討
- ・ 気管カニューレ事故抜去時の対応に関するガイドライン（案）の検討

【教育委員会における管理体制の在り方】

- ② 総括的な管理体制を構築するに当たっては、教育のみならず医療や福祉などの知見が不可欠であることから、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会（以下「医療的ケア運営協議会」という。）を設置すること。
- ③ 医療的ケア運営協議会の運営に当たっては、地域の医師会や看護団体などの協力を得て、小児医療や在宅医療における医療的ケアに精通し、学校の環境等にも理解のある医師や看護師等から指導や助言を得たり、構成員に加えたりするなど、医学的な視点が十分に踏まえられるよう留意すること。（略）

10. 入院児童生徒等への教育保障

10. 入院児童生徒等への教育保障

長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査

1. 調査の目的

近年、医療の進歩による入院期間の短期化などにより、入院等をして治療を受ける児童生徒等を取り巻く環境は大きく変化している。

平成26年5月の児童福祉法一部改正に際しては、長期入院児童等に対する学習支援を含め、小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講じることなどを求める附帯決議が付された。

今回の調査は、こうした状況を踏まえ、平成25年度中に病気やけがによって入院した児童生徒に対して行われた教育等の実態を把握するもの。

2. 調査対象期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

3. 調査の対象

【学校】

全国の国公私立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校(小・中・高等部)

【教育委員会】

全都道府県及び市町村教育委員会

4. 主な調査事項

【学校】

○病気やけがによる入院により学籍に変更(転学等)があった児童生徒数

○入院に伴い一時転学等をしている児童生徒に対する学校の支援

○病気やけがにより長期にわたり入院した児童生徒数

○長期にわたり入院した児童生徒に対する学校の支援

【教育委員会】

○転学等が必要になった場合の支援

○長期にわたる入院が必要になった場合の支援

■ 病気やけがによる入院により転学等をした児童生徒

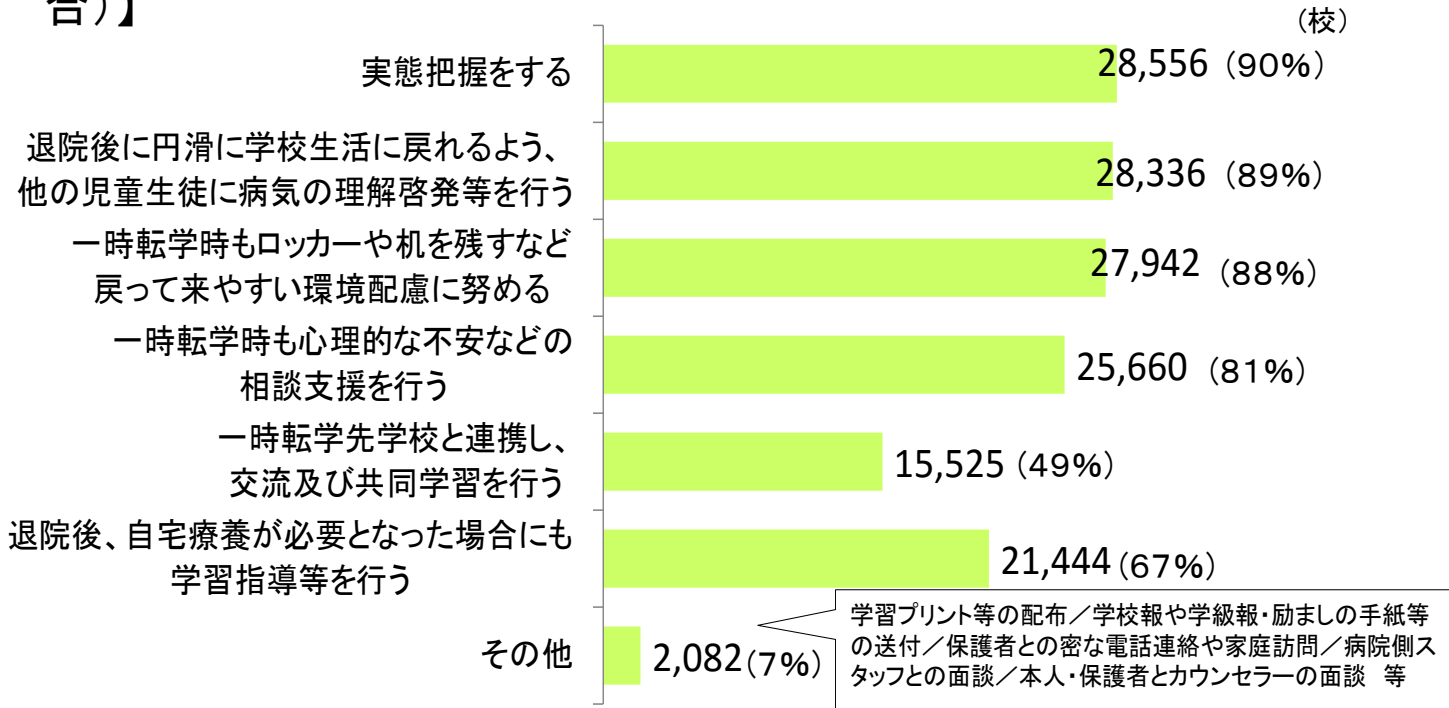
【実態】

- 平成25年度に 約4,700人(延べ)。
- 小・中学校からの主な転学先は、県内の特別支援学校。一方、高等学校では、特別支援学校以外の学校か退学が多い。
- 小・中学校では約7割が復籍するが、うち約1割は再度転学等をしている。
- 在籍児童生徒が転学等をした小・中学校は約3,600校（全小・中学校の約1割）。

【支援の状況】

- 転学先の学校(在籍校)が教育を行うが、多くの前籍校において、復籍を見据えた病状等の実態把握や相談支援、退院後自宅療養中の学習指導などの取組を実施。

【一時転学等をしている児童生徒に対する学校の取組(小・中学校の場合)】



※割合は、平成25年5月1日時点の全小・中学校数に占める割合(出典:「学校基本統計」(文部科学省))

10. 入院児童生徒等への教育保障
長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査

■ 病気やけがにより長期入院（年間延べ30課業日以上）した児童生徒

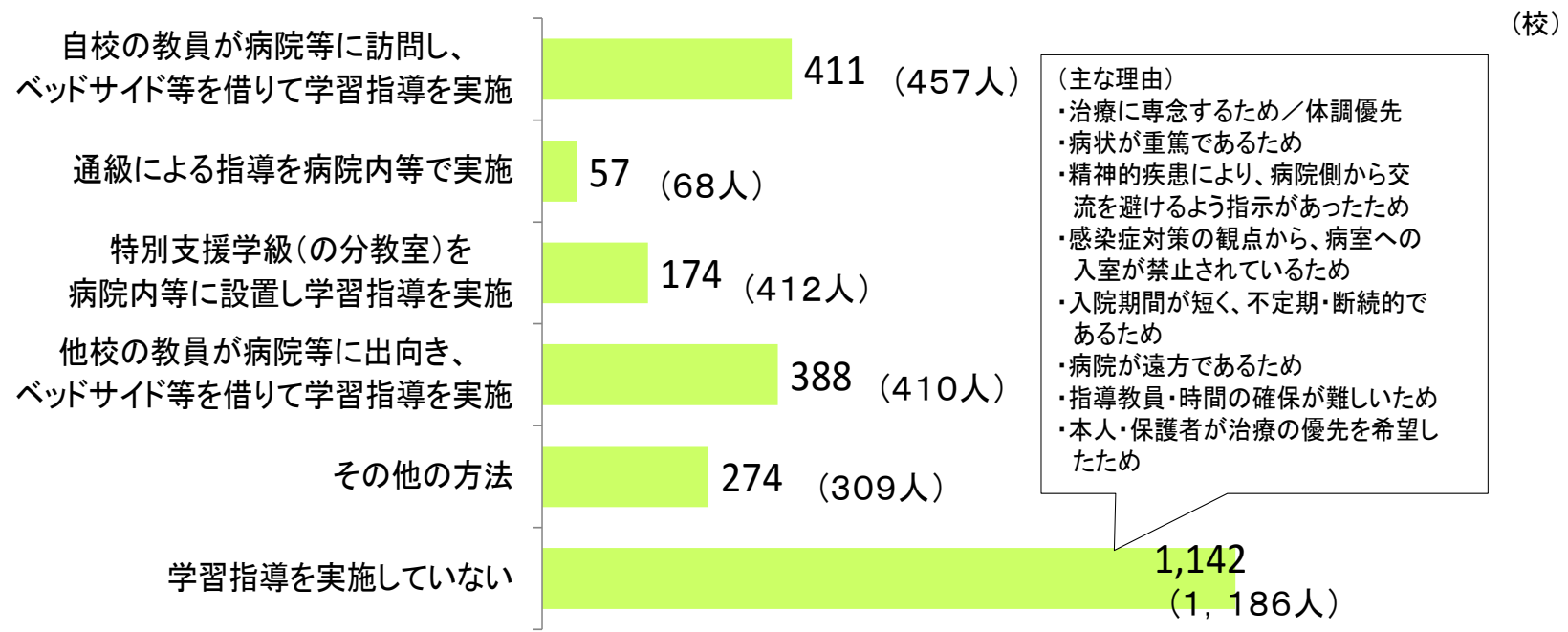
【実態】

- 平成25年度に 約6,300人(延べ)
- 在籍児童生徒が長期入院した小・中学校は約2,400校（全小・中学校の1割弱）

【教育等の状況】

- 長期入院した児童生徒への学習指導は自校の教員が病院を訪問する形式が多いが、実施回数は週一日以下、実施時間は一日75分未満が、それぞれ過半数を占める。
- 約4割に当たる2,520人には、在籍校による学習指導が行われていない。理由として、治療に専念するためや病院側からの指示・感染症対策のほか、指導教員・時間の確保が難しいこと、病院が遠方であること等が挙げられた。

【病気やけがにより長期入院した児童生徒に対する学習指導（小・中学校の場合）】



※割合は、平成25年5月1日時点の全小・中学校数に占める割合（出典：「学校基本統計」(文部科学省)）

小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。**

◆留意事項

- 配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

**病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、
学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた**

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育

柴山・学びの革新プラン（新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて）

（平成30年11月22日）

- Society5.0の時代こそ、学校は、単に知識を伝達する場ではなく、人と人との関わり合いの中で、人間としての強みを伸ばしながら、人生や社会を見据えて学び合う場となることが求められている。その際、教師は、児童生徒との日常的な直接の触れ合いを通じて、児童生徒の特性や状況等を踏まえて学習課題を設定したり学習環境を整えたりするなど、学びの質を高める重要な役割を担っている。
- 学びの質を高め、すべての児童生徒にこれからの時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠。その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとして先端技術には大きな可能性。
- 今後の我が国の教育の発展には、学校現場における先端技術の効果的な活用を実現するための技術の進展と、学校現場における先端技術の活用の促進が必要不可欠。

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月）も踏まえ、

質の高い教育の実現のための先端技術の活用を推進

※教育再生実行会議においても議論 → 第11次提言（令和元年5月17日）

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育

柴山・学びの革新プラン（新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて）

（平成30年11月22日）

1. 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現 ～2020年代の早期にすべての小中高校で活用できるように～

教師による質の高い教育を実現するため、

- 様々な状況に対応した教育の充実（小規模校、中山間地、離島、分校、複式学級、病院内の学級）
- 特別な配慮が必要な児童生徒の支援（病気療養、不登校、外国人、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒等）
- 教育の質向上のための優れた外部人材の積極的活用（グローバル化に向けた外国語、情報教育等）構築

2. 先端技術の導入による教師の授業支援

- 教師支援のツールとしてビッグデータの活用などによる児童生徒の学習状況に応じた指導の充実
- 指導力の分析・共有、研修への活用などによる授業改善など教師の資質能力の向上

3. 先端技術の活用のための環境整備

- 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を踏まえた学校のICT環境の整備促進
- 関係省庁・民間企業・大学等と連携した先端技術導入のための環境の構築

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

①メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化【全ての高等学校・特別支援学校高等部】

・多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ

②オンデマンド型教育の特例の創設 【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】

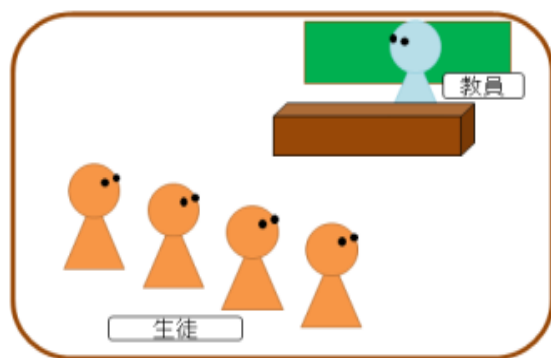
・文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型(一方向・非同期型)の授業も実施できることとする特例制度を創設

③訪問教育における遠隔教育の導入 【特別支援学校高等部のみ】

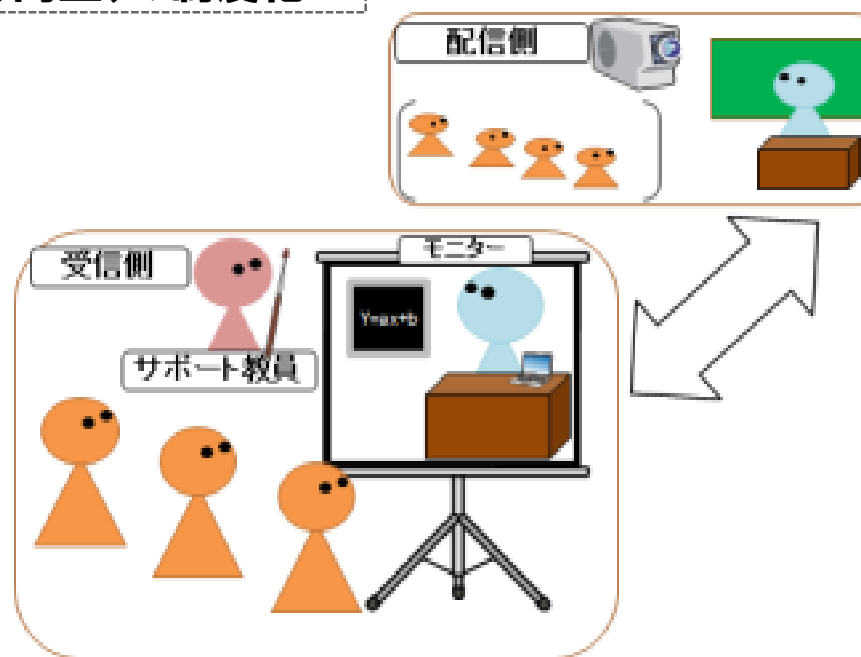
・療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、メディア授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育

① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化



※全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則認められていなかった



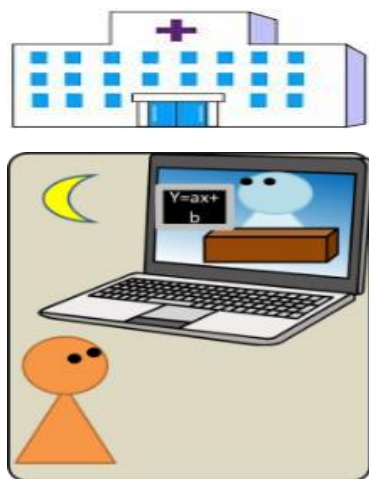
- 74単位のうち、36単位を上限
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
※ 特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限
- 配信側教員は、担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員
※受信側は、原則として当該高校の教員（担当教科外でも可）の立会いの下で実施

※同時双方向型: 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

※オンデマンド型: 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育

② オンデマンド型教育の特例の創設



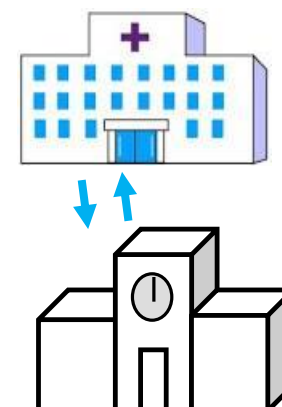
- 通信の方法を用いた教育(オンデマンド型を含む)により、**36単位を上限として単位認定を行うことが可能**
- 対象は、疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ

※不登校生徒を対象とした既存の特例の対象を拡大するもの

③ 訪問教育における遠隔教育の導入

- **修了要件のうち、1／2未満までを上限**
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う

- 対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ
- 同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)

K P I を設定

(令和元年6月25日)

「初等中等教育段階の学校において、遠隔教育を実施したいが、できていない学校を令和5年度までにゼロにする」



遠隔教育の実装の推進

- 「遠隔教育システム導入実証研究事業」を通じた実証事例の創出。
- 多様なニーズに応じた中学校における新たな特例校制度（遠隔教育特例校制度（仮称））を創設し、実証的取組を実施。（令和元年度に特例校を指定・取組開始）
- ポータルサイトや「遠隔教育フォーラム（仮称）」の開催等を通じ、成果等を公表。
- 高等学校段階の病気療養中の生徒に対する遠隔教育の要件（受信側の教師の配置要件や単位取得数の制限）を緩和。

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育

高等学校の入院生徒に対する教育保障体制の現状と課題

1. 長期入院時等における学習指導の提供

- 高校生ががん等の疾病により長期入院等した場合、病弱特別支援学校に転学する場合が多い。
- また、病院等へ、在籍校の教師を派遣し学習指導が受けられる場合もあるが、ごく一部の自治体にとどまっている。
- さらに、学習指導が実施されていない学校の割合は、義務教育段階(47.9%)^(※1)と比較して、高校段階(71.9%)^(※2)が高い。

2. 退院後の復学の取扱い

- 高校生ががん等の疾病により長期入院等した場合、在籍校を休学・退学せざるを得ないこともあり、退院後の不安を持つ場合が多い。
- また、転学等をした生徒が復籍を希望した場合、条件なく復籍を認める学校の割合は14.3%^(※3)にとどまっている。

(参考)

- 「第3期がん対策推進基本計画」(2018年3月閣議決定) (抄)

小児・A Y A世代のがん患者の中には、…特に、高校教育の段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。このため、小児・A Y A世代のがん患者が治療を受けながら学業を継続できるよう、入院中・療養中の教育支援、退院後の学校・地域での受入れ体制の整備等の教育環境の更なる整備が求められている。

※1 平成26年度「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」において、「貴校では、在籍中に病気やけがによって入院した児童生徒にどのような学習指導（授業）を講じたことがありますか？又は、講じますか？」と尋ね、回答のあった小・中学校2,386校（病気やけがにより、延べ30課業日以上入院した児童生徒が所属している学校）のうち、「学習指導を実施していない」と回答した1,142校の割合。

※2 上記調査において、上記質問について回答のあった高等学校951校（同上）のうち、「学習指導を実施していない」と回答した684校の割合。

※3 上記調査において、「転学等をした生徒が復籍を希望した場合の取扱い」について尋ね、回答した高等学校4,960校のうち、「復籍を認める」と回答した709校の割合。

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育

高等学校の入院生徒に対する教育保障体制整備事業の概要

○本事業は、入院前、入院中、退院・自宅療養時、といった各段階ごとに応じた支援、また、一貫した調査・研究に対する支援を行うもの。（委託先5地域）

入院前

例)

- 入院後のスムーズな学習支援のための取組
- 入院予定の病院と在籍校の教育支援の体制等に関する連絡・調整のための取組

入院中

例)

- 教師等の配置による学習支援などの実施
- ICT機器を用いた指導方法の研究

退院／ 自宅療養時

例)

- 退院・自宅療養中の生徒の在籍校への復学を視野に入れた支援方策の研究

（その他）例） ●復籍や単位取得等入院する生徒の不安の軽減及び希望に沿った教育支援の方策を検討するための連絡会議の設置

11. 特別支援教育におけるICTの活用

- ・特別支援教育行政のICT化

特別支援教育におけるICT活用

◆特別支援教育におけるICT活用の意義

障害の状態や特性等に応じたICTの活用は、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることができる点で極めて有用。

◆ICT環境の整備に向けた地方財政措置

地方財政措置により、特別支援学校や特別支援学級関係室も含めた学校のICT環境整備を推進（2018～2022年度：単年度1,805億円）

◆病弱や肢体不自由のある児童生徒への活用例（遠隔教育）



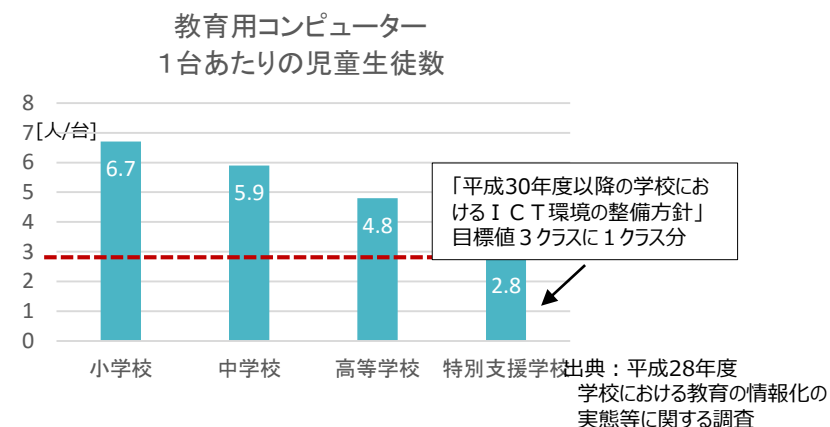
授業の様子や教室の様子をリアルタイムで病院等へ中継することで、教育機会の確保や学習意欲の維持・向上を図る。

◆キャリア教育・職業教育への活用例



ICT機器の活用方法やテレワークシステムを学ぶことで、就労につなげる。

出典：平成30年度第8回キャリア教育推進連携表彰の受賞事例（左：特別支援学校におけるテレワーク体験会、右：特別支援学校卒業生の在宅就労）



個別の教育支援計画・個別の指導計画作成に係る 統合型校務支援システムの活用



文部科学省

個別の教育支援計画・個別の指導計画は、作成した内容を時系列で集積し、必要な者が適切に共有して活用することが期待されるものである。

- ✓ 個別の教育支援計画・個別の指導計画は、本来、クラウド上で作成・保存し、閲覧権限を有する者が情報を共有できる、**統合型校務支援システムにおける運用に適している。**
(通常の学級の担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導の担当教師、管理職、養護教諭、生徒指導主事など関係者が適切、必要な形で閲覧できる。)
- ✓ 従前は、紙のファイルで保存しているが、**紛失のリスクを下げることができる。**
(記載されている情報は機微な個人情報である。)

統合型校務支援システムは21世紀の学校の校務推進の基盤。

統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム

⇒第3期教育振興基本計画

目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

「教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの整備を図るため、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達・運用を促進する。」

⇒全国の公立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）における

統合型校務支援システムの整備率 52.5%（平成30年3月1日時点）

※平成29年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

個別の教育支援計画・個別の指導計画作成に係る 統合型校務支援システムの活用



文部科学省

【課題と今後の取組の方向性】

- 今後、都道府県単位での統合型校務支援システムの導入が進む中で、導入を進める各教育委員会においても、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する機能を包含していくよう、十分留意していくことが重要。

⇒**校務の I C T 化に、特別支援教育が取り残されないことが重要**

- 現行のシステムは、通級による指導の担当教師が、担当する児童生徒情報を閲覧することが容易なシステムとなっていない。（特に巡回型の場合は、閲覧に困難を有する場合が多い。）

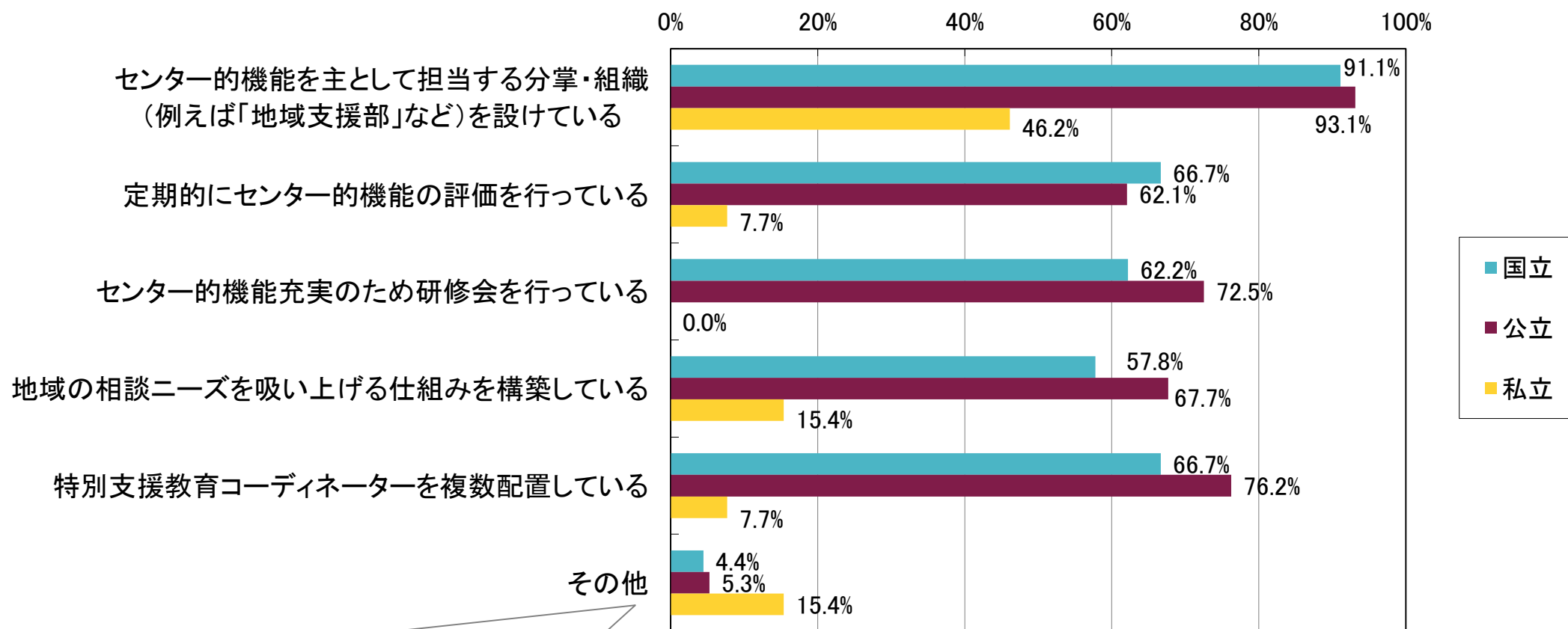
⇒**ユーザー（地方自治体）がベンダーなどに対して、問題を提示することが重要**

- 文部科学省としても、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成機能を標準仕様にしたり、通級による指導に関する活用が容易となるよう、**ベンダーとの情報交換を図る一方、帳票の統一化等について研究を進めていく**

12. 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校における校内体制の整備

特別支援学校におけるセンター的機能の基本情報(平成27年度)



＜『その他』の内容(抜粋)＞

- ・校内支援会議や特別委員会等を設置
- ・コーディネーター連絡会を設置し、地域の小・中学校との情報交換を定例で実施
- ・専任は配置せず、地域支援を複数の職員で分担
- ・全職員が地域支援に関わるよう工夫
- ・地域巡回、専門のアドバイザー等を加配
- ・障害種に応じた外部専門家の配置
- ・通級指導教室を実施
- ・医療、福祉、子育て等の各行政関係機関との連携
- ・特別支援教育に関する研究センターにおいてセンター的機能の業務を実施(国立)
- ・スタッフ(臨床心理士)による地域の保育園への巡回指導(私立)
- 等

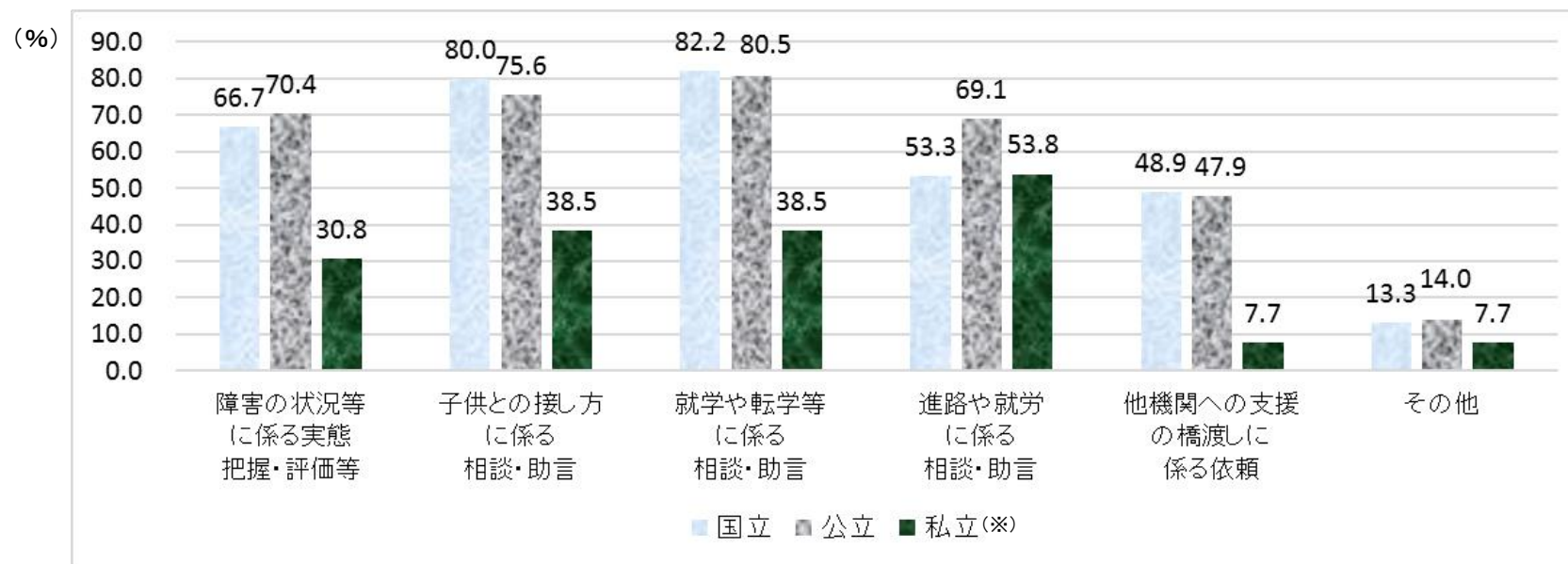
子供及び保護者からの相談について

特別支援学校におけるセンター的機能の取組の実績(平成27年度)

1. 子供及び保護者からの相談件数(延べ件数)

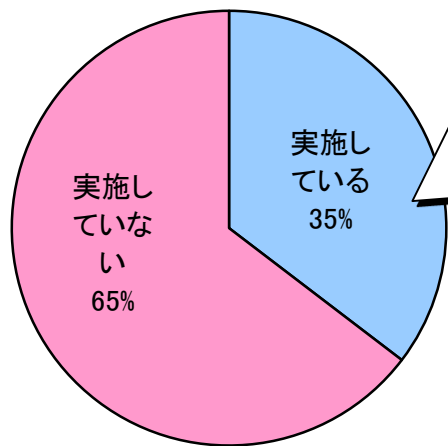
	相談件数	乳児 (0～2歳)	幼稚園等 の幼児 (3～5歳)	小学校 の児童	中学校 の生徒 (中等教育学 校の前期課程 を含む)	高等学校 の生徒 (中等教育学 校の後期課程 を含む)	その他 (他の特別支 援学校や卒業 生など)	1校あたり の平均件数
国立	1,673	67 (4.0%)	771 (46.1%)	509 (30.4%)	205 (12.3%)	62 (3.7%)	59 (3.5%)	37.2
公立	133,007	34,759 (26.1%)	34,910 (26.2%)	32,798 (24.7%)	19,494 (14.7%)	3,000 (2.3%)	8,046 (6.0%)	140.5
私立	157	56 (35.7%)	37 (23.6%)	24 (15.3%)	19 (12.1%)	12 (7.6%)	9 (5.7%)	12.1

2. 子供及び保護者からの相談(相談内容割合別)



※ 相談内容(設置者)別に占める学校の割合を表示(国立は全45校、公立は全947校、私立は全13校)

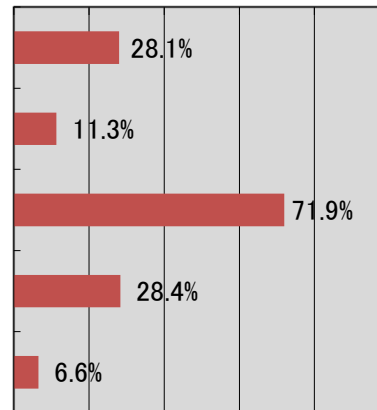
(自校以外に在籍する) 子供への直接的な指導 (公立)



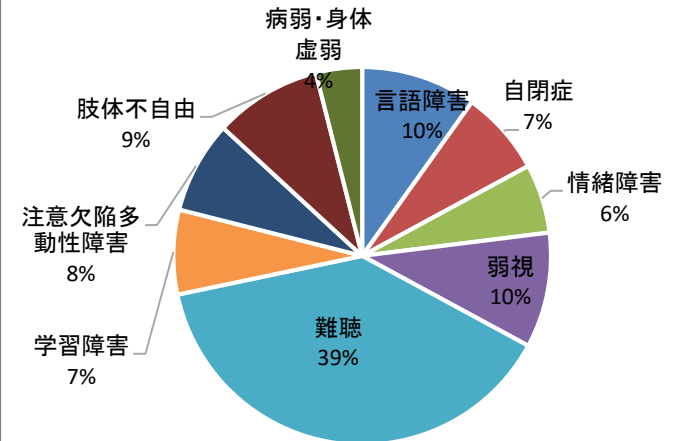
子供への直接的な指導(内容)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

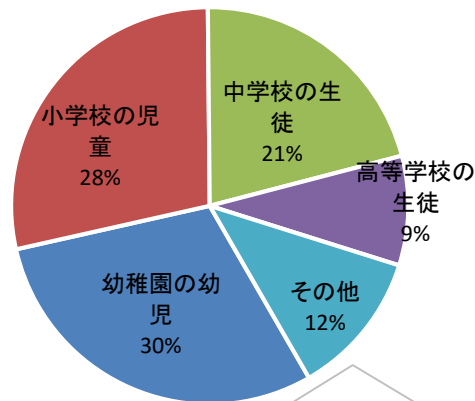
- ① 特別支援学校に「通級指導教室」…
- ② 小・中学校等に設置している「通級」…
- ③ 特別支援学校へ来校してもらい、…
- ④ 小・中学校等を巡回し、教育課程外で個別指導を行っている
- ⑤ その他



① 特別支援学校に「通級指導教室」を設置し直接指導 (対象障害種内訳)



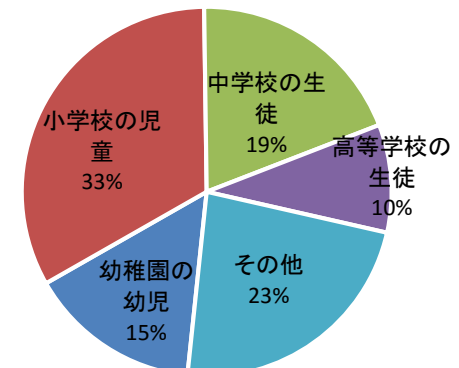
③ 特別支援学校へ来校してもらい、教育課程外で個別指導 (対象内訳)



「その他(12%)」の主な内容 (抜粋)

- ・大学生 ・専門学校生 ・成人
- ・自校の卒業生 ・他の特別支援学校の児童・生徒
- ・不登校の児童生徒 ・高等学校の中途退学者
- ・病院に短期入院している児童生徒 ・療育園等の入所者
- ・幼稚園・保育園等に所属していない未就学乳幼児及びその保護者 等

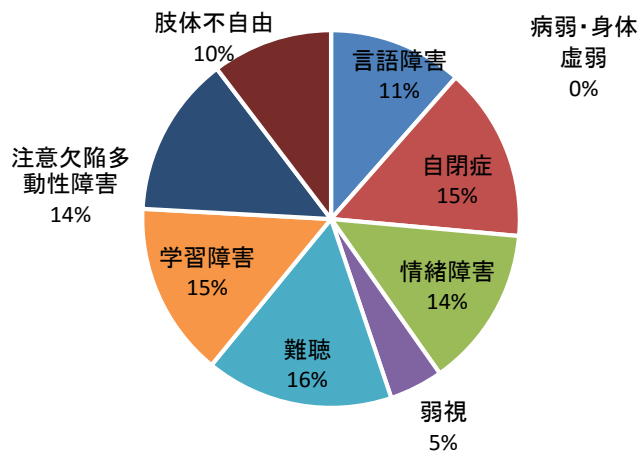
④ 小・中学校等を巡回し、教育課程外で個別指導 (対象内訳)



『教育課程外で個別指導』の主な内容 (抜粋)

各種指導(言語指導、発音発語指導、吃音指導、点字指導、食事指導、歩行指導、読み書き指導等)、各種トレーニング(ソーシャルスキルトレーニング、視覚認知、空間認知、ビジョントレーニング等)、教科学習の補習 自己理解、障害認識、進路の相談、補助具の使い方、身体の学習(脚の入力と緩め、歩行の安定、バランス、姿勢保持の方法)、自立活動、ノートの効果的な活用の仕方の指導、困った際の指導担当教師への働き掛け方について学ぶ、支援の手立てを担任に伝えるための授業参観、ICT機器等の学習支援機器の使い方について指導、各種測定・検査 等

② 小・中学校等に設置の「通級指導教室」を巡回し直接指導(対象障害種内訳)

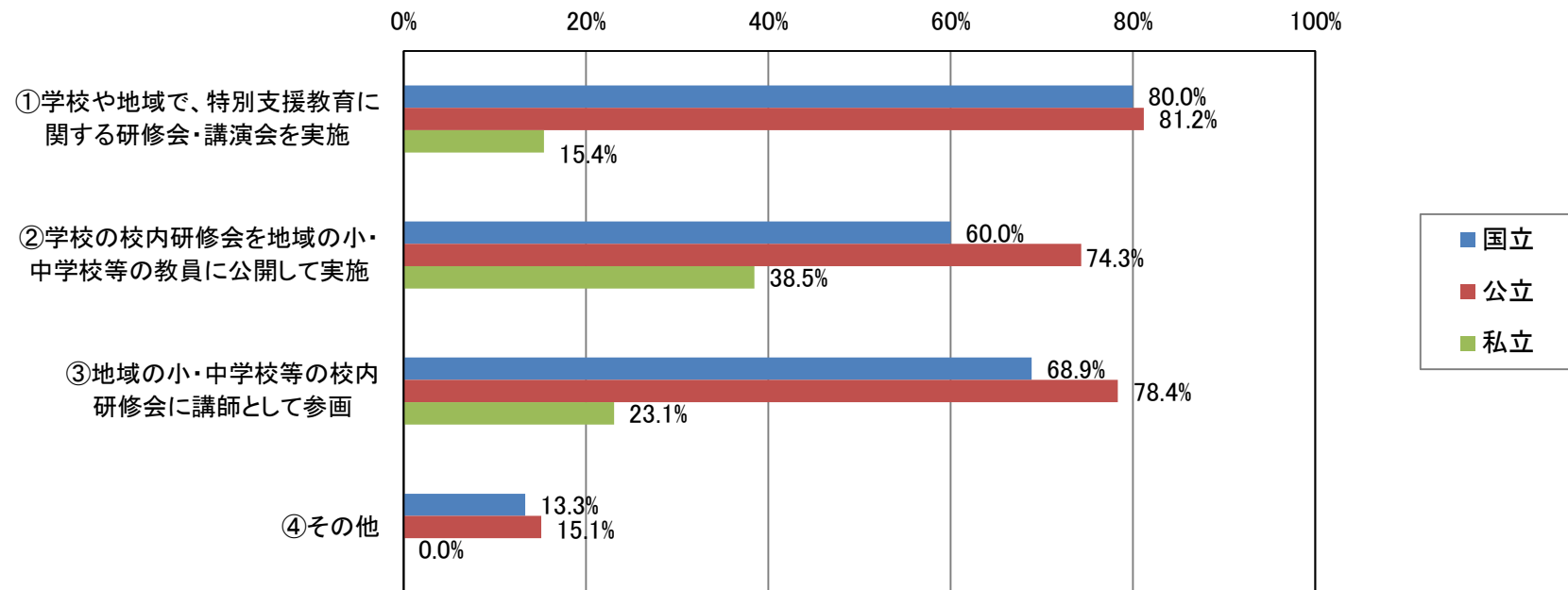


小・中学校等の教員に対する研修協力機能

1. 平成27年度に実施した研修協力の延べ件数

		(件)
	延べ件数	1校あたりの平均件数
国立	561	12.5
公立	10,569	11.2
私立	20	1.5

2. 小・中学校等の教員に対する研修協力(内容)



障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

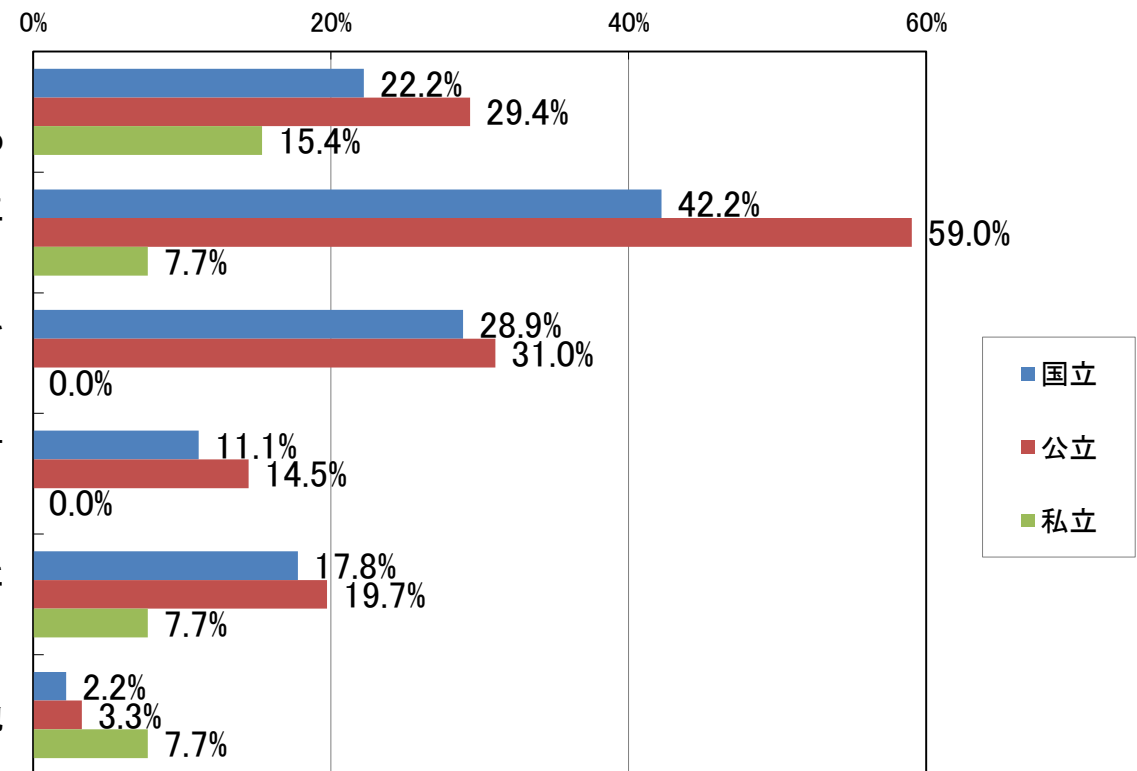
①障害のある子供を対象としたプール、作業室や自立活動関係教室等についての情報提供・貸出を行っている

②障害のある子供を対象とした教材についての情報提供・貸出を行っている

③障害のある子供を対象とした教材を作成し、情報提供・貸出を行っている

④障害のある子供を対象とした教材のライブラリーをつくっている

⑤学校のHP上で障害のある子供を対象とした教材に関する情報提供を行っている



<『その他』の内容（抜粋）>

- ・検査用具の貸出
- ・書籍（研究冊子や専門書等）の貸出
- ・公開講座及び手作り教材教具展の開催
- ・聴覚障害者対象の英語検定用DVDの貸与
- ・HPで関係機関を紹介（発達障害教育情報センター等関係機関へリンクできるようにしており、そこから教材を知ることができる）等

上記①～③に係る「情報提供・貸出」件数

	(件)		
	①	②	③
国立	87	232	271
公立	5,710	6,530	2,736
私立	2	80	0

特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談

乳幼児教育相談の主な流れ（地域により、実情は異なる）

受付



初回面接

初期の教育相談



定期の教育相談

個別相談 ①

- 保護者相談
- 子供の実態把握（聴力測定、行動観察など）
- 補聴器の選択・調整

グループ指導 ②

- 集団での活動（親子活動）
- 各種講座

個別相談・指導 ③

- 保護者相談、助言など
- 子供の実態把握（聞こえ・言葉の発達等）
- 補聴器の装用効果の評価など
- 子供への指導
- 親子コミュニケーションへの助言

難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト

立ち上げの背景

難聴児に対する早期療育の促進のためには、難聴児及びその家族に対して、都道府県及び市区町村の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携し、支援に当たることが重要である。

これを踏まえ、各地方公共団体における保健、医療、福祉及び教育部局並びに医療機関等の関係機関の連携をより一層推進し、難聴児本人及びその家族への支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し検討を進めるため、本年3月、両省の共同で立ち上げ。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 大口 善徳

共同議長 文部科学副大臣 浮島 智子

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

厚生労働省医政局医事課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

文部科学省高等教育局医学教育課長

開催実績

第1回

・日時：平成31年3月26日（火）

・議題：（1）難聴児支援の現状

（2）ヒアリング①

静岡県立総合病院・高木副院長

全国盲ろう難聴児施設協議会・

濱崎事務局長

第3回

・日時：令和元年5月30日（木）

・議題：ヒアリング③

日本産婦人科医会（母子保健部会）・

木下会長、関沢常務理事

日本言語聴覚士協会・深浦会長

長崎県・中田福祉保健部長

第2回

・日時：令和元年5月9日（木）

・議題：ヒアリング②

全国難聴児を持つ親の会・鎌田会長

全国聾学校長会・村野校長、朝日校長

日本聾話学校ライシャワ・クレーマ学園・

佐々木園長

第4回

・日時：令和元年6月7日（金）

・議題：難聴児の早期支援に向けた提言取りまとめ

難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告

【 厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とする難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトチーム取りまとめ 】

難聴児支援に関する課題と今後取り組むべき方向性

- 難聴児への早期介入（特に0歳児から3歳児）が不十分で、適切なタイミングで医療や療育の提供がなされていない
- 難聴児への支援は、各地域における保健・医療・福祉・教育に関する地方公共団体の部局や医療機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報提供が行き届いていない地域が見られる



難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各都道府県それぞれの実態を踏まえて整備する

具体的な取組

1 各都道府県における「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」や「難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）」の策定の促進

- ・ 都道府県ごとに精密検査医療機関、人工内耳や補聴器、手話など今後のとりうる選択肢の提示、療育機関の連絡先等を具体的に記した「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」を作成
- ・ 各都道府県において、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するためのプラン（難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮））を作成。国においては、同プランの作成指針となる基本方針を2021年度の早期に作成。

2 地方公共団体における新生児聴覚検査の推進

- ・ 都道府県に対し協議会の設置を引き続き促すなど、新生児聴覚検査の実施率向上に向けた取組を推進

3 難聴児への療育の充実

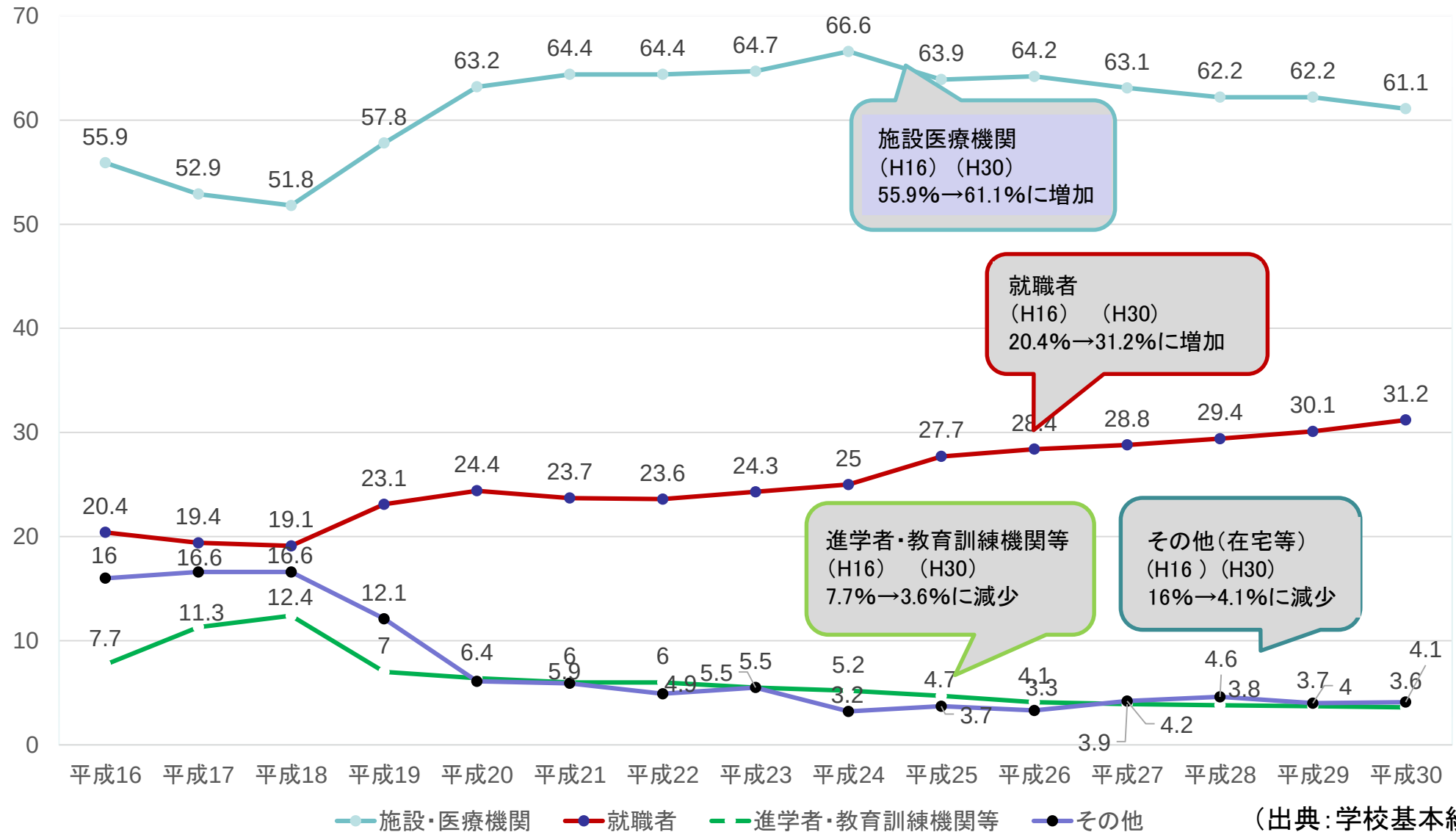
- ・ 既存の施設・特別支援学校（聴覚障害）等の活用を含め、各都道府県に1カ所以上、難聴児支援のための中核機能を整備することを目指す。併せて、同機能の受け皿として、児童発達支援センター・事業所の機能を強化するため、言語聴覚士（ST）等の活用について評価するなど次期障害福祉サービス等報酬改定において検討。
- ・ 難聴児に対する訪問型支援の強化を検討
- ・ 乳幼児教育相談の拡充など特別支援学校（聴覚障害）における早期支援の充実

13. 就労支援と障害者の生涯学習

特別支援教育特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況

区 分	卒業生	進学・教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
計	21,657人	769人 (3.6%)	6,760人 (31.2%)	13,241人 (61.1%)	887人 (4.1%)

平成30年3月卒業生（各年3月時点）



特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況

- ・就職者の割合31.2%(H18 22.7%)、施設・医療機関の割合61.1%(H18 56.1%)。
- ・福祉、労働等関係機関との連携を図り、キャリア教育・就労支援を充実することが必要。

(平成30年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
	人	人	人	人	人	人
	21,657	427 (2.0%)	342 (1.6%)	6,760 (31.2%)	13,241 (61.1%)	887 (4.1%)
視覚障害	290	90 (31.0%)	10 (3.4%)	47 (16.2%)	125 (43.1%)	18 (6.2%)
聴覚障害	492	193 (39.2%)	20 (4.1%)	192 (39.0%)	68 (13.8%)	19 (3.9%)
知的障害	18,667	76 (0.4%)	241 (1.3%)	6,338 (34.0%)	11,267 (60.4%)	746 (4.0%)
肢体不自由	1,841	43 (2.3%)	47 (2.6%)	11 (6.0%)	1,575 (85.6%)	65 (3.5%)
病弱・身体虚弱	366	25 (6.8%)	24 (6.8%)	72 (19.7%)	206 (56.3%)	39 (10.7%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない

※進学者…大学学部・短期大学本科及び大学・短期大学の通信教育部・別科、特別支援学校高等部専攻科、高等学校専攻科

教育訓練機関等…専修学校(専門課程、一般課程)、職業能力開発校、障害者職業能力開発校等

施設・医療機関…児童福祉施設、障害者支援施設等、厚生施設、授産施設、医療機関

(出典:学校基本統計)

キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

- 学校においては、キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設ける。
- 地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮する。

キャリア教育の充実

- 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
- その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について

(平成25年3月29日 厚生労働省職業安定局長通達 * 文部科学省において都道府県教育委員会等に周知)〔最終改正：平成30年4月2日〕

障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携について、都道府県労働局や公共職業安定所等において、①就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進、②企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施、③ネットワークの構築・教科の取組に重点を置いて実施し、学校等との連携を一層強化するよう、厚生労働省より通達を発出。

第4 ネットワークの構築・強化

※通知抜粋。

2 (6) 学校等

ア 特別支援学校及び高等学校等との連携

(略) 安定所においては、今後とも生徒の就労支援に関わる進路指導担当教員や就労支援コーディネーターなどとの連携を一層強化し、障害者雇用に積極的に取り組む企業に関する情報や実習の受け入れが可能な企業に関する情報の共有などを図ること。

また、障害のある者は特別支援学校のほか高等学校及び大学等にも在籍していることから、高等学校及び大学等とも連携すること。特に発達障害者については、「教育」から「雇用」への移行の過程で問題が顕在化する場合も少なくないことから、高等学校及び大学等と連携した就職支援に努めること。

さらに、平成30年度から、高等学校等において、いわゆる通級による指導（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導を受ける指導形態）を実施できることとなった。通級による指導を受ける生徒やその保護者においては、当該指導を受けることによって、採用に当たり不利益な取扱いがされないか不安を感じる場合があるため、採用に当たり不利益な取扱いがされないよう、教育委員会や通級による指導を行っている高等学校等と連携し、通級による指導の趣旨や内容について、障害者雇用等を進める企業等の理解を深める取組を行うこと。

イ 「個別的教育支援計画」の作成等における連携

(略) 特に、就職を希望する生徒の就職支援については、個別的教育支援計画の作成段階から、安定所をはじめ、地域センター、障害者就業・生活支援センター等と一緒に当該チームへの参加・協力を行うとともに、第2及び第3に掲げる取組や支援等を計画的に進めていくことが効果的であることから、安定所は、こうした具体的な連携の在り方について特別支援学校又は高等学校等に働きかける等、地域の関係機関を含めた支援体制の構築に努めること。

ウ 広域特別支援連携協議会等への積極的な参画

オ 特別支援学校中学部段階における支援に関する連携

エ 特別支援学校の生徒に対する効果的な支援

カ 大学等との連携

- 農福連携（※）等の一層の推進を図るため、「農福連携等推進会議」が設置され、令和元年6月4日に本ビジョンが策定された。

※農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組

- 本ビジョンにおいては、農福連携に取り組む機会の拡大、ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築、障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成、農福連携に取り組む経営の発展等に取り組むこととしている。

＜本ビジョンにおける特別支援学校関係の記述＞

- ・ 地方公共団体内での農福連携担当部局と教育担当部局との連携の強化や特別支援学校と農業経営体等との連携を推進し、特別支援学校における農業実習の充実を図る。
- ・ ハローワーク、障害者就労施設等、特別支援学校、農業法人等において連携強化を図り、農業分野での障害者の雇用増加を推進する。

農福連携等推進会議

福祉分野等との連携における農山漁村再生への取組推進について、実効ある方策を検討する。

議長 内閣官房長官
副議長 厚生労働大臣
農林水産大臣
構成員 内閣官房副長官（衆）
内閣官房副長官（参）
内閣官房副長官（事務）
内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
法務省矯正局長
法務省保護局長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
農林水産省大臣官房総括審議官
農林水産省農村振興局長

（有識者）

且田久美 株式会社九神ファームめむろ 取締役
小池邦子 社会福祉法人花工房福祉会 理事長
佐藤康博 日本経済団体連合会 農業活性化委員長
城島茂 TOKIO
新免修 山城就労支援事業所「さんさん山城」施設長
鈴木厚志／緑 京丸園株式会社
代表取締役／総務取締役
鈴木英敬 農福連携全国都道府県ネットワーク 会長
中村邦子 社会福祉法人白鳩会 常務理事
中家徹 全国農業協同組合中央会 会長
皆川芳嗣 一般社団法人日本農福連携協会 会長
村木厚子 津田塾大学 客員教授

（五十音順）

障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―（報告）

平成30年2月に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、障害者の生涯学習の現状と課題の把握を行った上で、障害者の生涯学習の推進に関する基本的な考え方や具体的な方策について報告書を取りまとめ、平成31年3月公表。

障害者の生涯学習推進の意義

- (1) 障害者をめぐる社会情勢の進展
- 平成26年「障害者権利条約」の批准
 - 平成29年 文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」
- (2) 「共生社会」実現の必要性
- 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献することができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（H24中教審初中分科会報告）
 - 持続可能な開発目標（SDGs）（H27国連サミットで採択）
「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」

現状と課題

①障害者本人等の意識

- 「一緒に学習する友人、仲間がいない」 71.7%
- 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 66.3%
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にある」 32.8%

②都道府県・市町村による障害者の生涯学習を推進する上での課題

- 「体制の整備」 都道府県82.9%、市町村69.2%
- 「ニーズの把握」 都道府県62.9%、市町村70.3%
- 「事業・プログラムの開発」 都道府県45.7%、市町村46.3%

③国や地方公共団体の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うもの

- 「障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実」 (48.1%)

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現
- 障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現

取り組むべき施策

- ① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行
 - ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
 - ・学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用
- ② 多様な学びの場づくり
 - ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施
- ③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化
 - ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
 - ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進
- ④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備
 - ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、国において、31年度、全国5～6カ所で「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
 - ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

- ※ 国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が役割分担、連携し、取組を推進
- ※ 国においては、成果指標を掲げて取組のフォローアップを行い、取組を着実に推進

【参考】 令和2年度概算要求について
(特別支援教育関係)

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和2年度要求・要望額 2,890百万円

(前年度予算額 2,586百万円)



文部科学省

○切れ目ない支援体制整備充実事業 2,142百万円 (1,796百万円) (拡充)

〔補助率1／3〕

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制整備

自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。(①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発)

◆医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置 (拡充)

1,800人⇒2,247人 (+447人)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 32百万円 (59百万円)

人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

213百万円 (213百万円)

◆経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 (新規)

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するため、研修体制やサポート体制の構築等に関する調査研究を行う。

◆特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト (新規)

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】

発達障害に係る教員等の専門性向上を図るため、教育と福祉の関係者が協働した研修カリキュラムの実証等を行う。

※上記のほか、新たに、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る調査の在り方を検討するための協力者会議を設置する。

○学校と福祉機関の連携支援事業 10百万円 (10百万円)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進 27百万円 (新規)

◆保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業
聴覚障害児の早期支援を促進するため、特別支援学校(聴覚障害)における保健、医療、福祉など、厚生労働行政と連携した教育相談の実施体制構築に係る実践研究を行う。

◆難聴児の切れ目ない支援体制構築事業

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】

医療・療育・教育関係者を対象とした難聴児の早期支援に係る研修を開催し、担当者の専門性向上を通じた難聴児への支援体制構築を図る。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

160百万円 (139百万円) (拡充)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 52百万円 (45百万円) (拡充)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

42百万円 (26百万円) (拡充)

主に高等学校段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

210百万円 (210百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

(上記以外の施策・就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等 13,224百万円 (12,164百万円) [補助率 1／2]

○国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金 1,208百万円 (1,083百万円)

○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) [補助率1／3等]

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和2年度要求・要望額 2,142百万円
(前年度予算額 1,796百万円)



全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進する必要がある。

特別の支援を要する子供に対して、就学・進級・進学・就労の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等が求められる。

【文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針】

自治体等における取組を促進するため、これらに必要な経費の一部を補助

国：1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人：2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう、自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

II 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,800人→2,247人)

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒等が増加している。

このことから、自治体等が、医療的ケアを行う看護師等を特別支援学校のほか、幼稚園、小・中・高等学校等へ配置したり、校外学習や登下校時における送迎車両へ同乗させたりするために必要な経費の一部を補助する。

また、都道府県が指導的な立場となる看護師を配置するために要する経費についても補助対象とする。

② 外部専門家【拡充】(348人→1,135人)

地域において特別支援教育の更なる推進を図るには、特別支援学校がその専門性を高めて地域の中核的な役割を担い、小・中学校等を積極的に支援していくことが求められる。

このことから、自治体等が、特別支援学校の専門性の向上を図るため、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)や手話通訳士などの外部人材を特別支援学校に配置するために必要な経費の一部を補助する。

また、地理的な要因により特別支援学校からの支援を受けることが困難な小・中学校等に限り、ST等の外部専門家の配置・活用も可能とする。

学校における医療的ケア実施体制構築事業

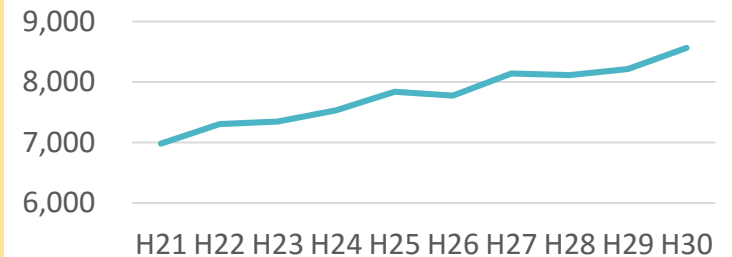
令和2年度要求・要望額 32百万円
(前年度予算額 59百万円)



現在、学校に在籍する医療的ケア児は年々増加するとともに、人工呼吸器※の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。

※人工呼吸器を使用する特別支援学校に在籍する医ケア児の数が10年間で約2倍に増加。
【H21：720人 ⇒ H30：1,432人】

特別支援学校に在籍する医ケア児の推移



有識者会議において、「学校における医療的ケアに関する基本的な考え方」などが取りまとめられる。

※学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「最終まとめ」（平成31年2月28日）



学校における医療的ケア実施体制構築

人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等を学校で受け入れる際、必要となる体制の構築や医療的ケア実施マニュアル等の作成などについて調査研究

10自治体

学校における医療的ケアに関する研修機会の提供

教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させていくため、各自治体の参考となるような最新の医療情報の提供や実技演習、実践報告、学校で働く経験の浅い看護師が安心して業務に対応できることを含めた研修の企画・実施

1団体（新規）

これまでの調査研究の成果等を踏まえ、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応した体制や実施マニュアル等の在り方について検討し、その検討結果を全国に周知

医療的ケア児の教育に当たって、児童生徒等の安全確保を保障

【関連予算】切れ目ない支援体制整備充実事業費補助金 ⇒ 医療的ケアのための看護師配置に係る経費の一部を補助（国：1／3、自治体等：2／3）

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

令和2年度要求・要望額 167百万円
(前年度予算額 213百万円)



背景 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特に、発達障害の可能性のある児童生徒について、通級による指導や通常の学級における指導方法の工夫や配慮の提供による支援の充実が求められている。
※発達障害者支援法の一部改正法、障害者差別解消法（H28施行）において、発達障害児に対して、可能な限り発達障害でない児童と共に教育を受けられる配慮をすること、また、合理的配慮を提供することが求められている。

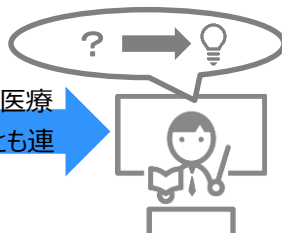
新規

1. 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 88百万円

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するための体制構築等に関する研究 【教育委員会 8箇所】

- 研修体制の構築（育成指標への関連づけ、教員養成大学との連携）
- サポート体制の構築（相談窓口の設置・明確化、指導的立場の教員の養成、指導・助言の仕組みの構築）
- 実践に即した教員養成課程における教授法の検討 など

大学や福祉・医療等関係機関とも連携した支援



2. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 33百万円

学習上のつまずきなど特定の困難を示す児童生徒に対する支援として、通常の学級における教科指導方法等の研究及び、教員養成課程における教科指導の教授法の開発を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 7箇所】

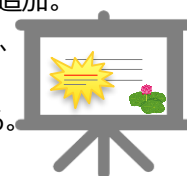
(例) 【教科指導におけるつまずきポイント】

- ・聞くこと、読むことが苦手。
- ・気が散りやすい。
- ・言葉、文章の意味の理解が難しい。
- ・集団の中での指示や注意が入りづらい。

教科教育スーパーバイザーによる指導・助言

【指導方法の工夫】

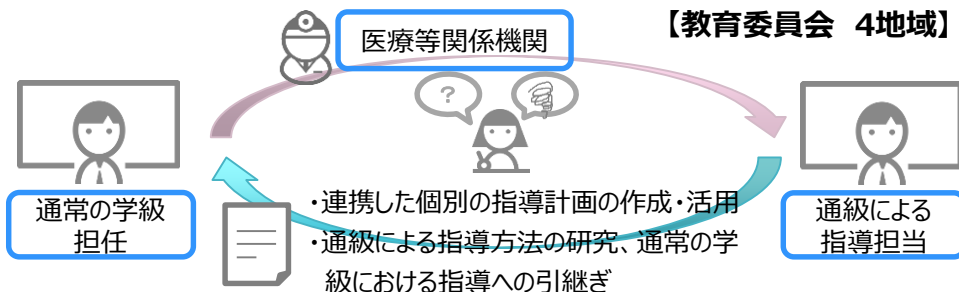
- ・文節ごとのスラッシュや挿絵を用いて視覚情報を追加。
- ・注目する箇所を拡大、色分けする。
- ・ペア学習を取り入れる。



3. 高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業 13百万円

高等学校における発達障害に係る通級による指導の充実を図るため、教育委員会における教員向けの研修体制を構築するとともに、指導方法及び通常の学級担任や関係機関との連携の在り方等について研究を行う。

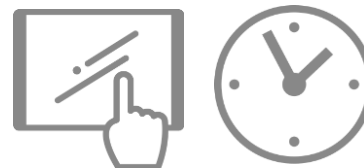
【教育委員会 4地域】



4. 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 28百万円

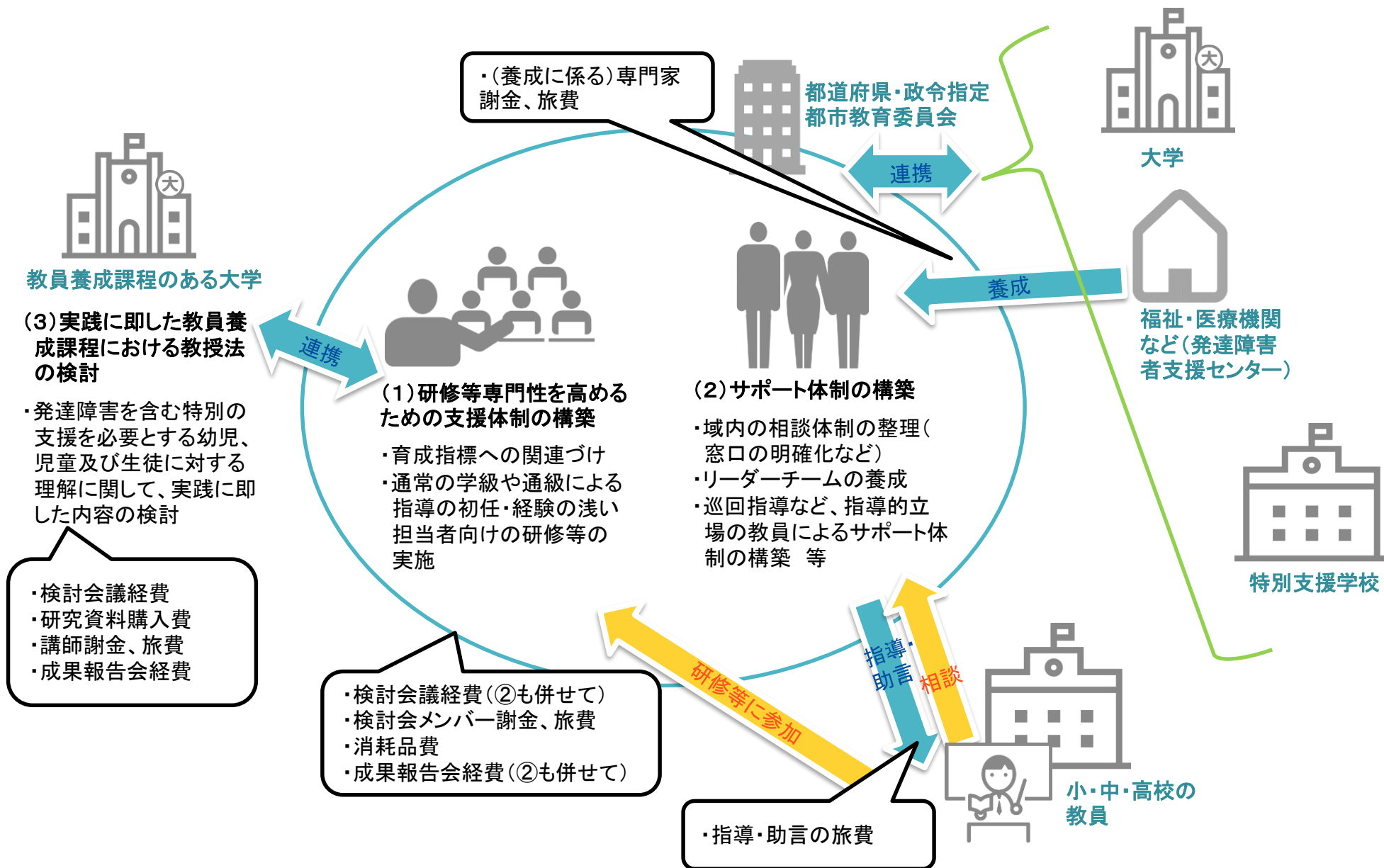
学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 10箇所】

- 児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究 など



高校入試における配慮の在り方
例) 読み書きに困難を抱える生徒について、時間を延長しての実施、問題文を読み上げる対応 など

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するための体制構築等に関する研究



特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト

令和2年度要求・要望額

国立特別支援教育総合研究所運営費交付金1,154百万円の内数（新規）



背景・説明

発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特別支援教育に係る教員の専門性の向上が課題となっている。

また、障害のある児童生徒への支援にあっては、行政分野を超えた連携が不可欠である。（※H30.3「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」報告）

目的・目標

- 令和元年度に作成予定の「発達障害に係る教員等の専門性向上の研修プログラム」を参考として、地方自治体において教育と福祉が協働した教員研修（試行プラン）を検討・実践する。（※委託）
- 委託の成果を踏まえ、体系的な研修のモデルプランを提案する。
- 特別支援教育に係る教員の専門性向上に向けた検討

取組内容

国立特別支援教育総合研究所

- 教育と福祉が連携・協働した支援人材育成の体系的な研修モデル案の検討

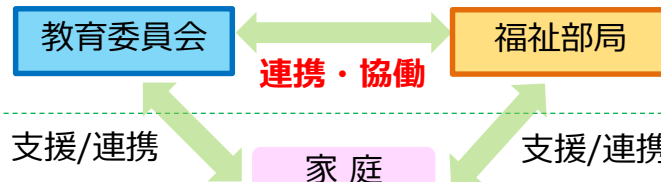


- 教育と福祉の関係者が協働する研修実践の在り方の検討
- 地方自治体における研修の支援
- 都道府県等の指導主事等を対象とした普及セミナーの実施

協力・支援

地方自治体（協力地域8箇所）

- 発達障害に係る教育と福祉が協働した教員研修（試行プラン）の検討・実践



- 成果報告（試行プラン）のまとめ

- 教育と福祉が連携・協働した体系的な研修モデルプランの提案

有識者会議による検討

- 特別支援教育に係る教員の専門性向上に向けた検討

成果、事業を実施して、期待される効果

教育と福祉が連携・協働した体系的な研修が実施されることにより、教員及び福祉支援の職員の専門性が向上し、児童生徒に対する支援の充実につながる。

【目的】

平成27年12月の中央教育審議会答申において教職員の専門性の向上が重要であると示されるとともに、新特別支援学校学習指導要領等に対応した指導等が求められることから、教職員の資質の向上を図る。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）

（平成27年12月中央教育審議会）

- 特別支援学校の教員は、これまで以上に**特別支援学校教員としての専門性が求められている**。
- このため、**令和2年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である**。
- 小中学校の特別支援学級担任の保有率も**現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される**。

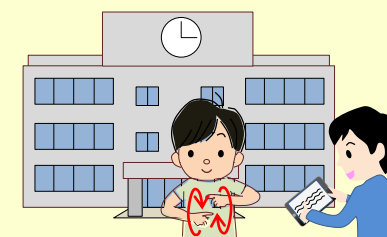
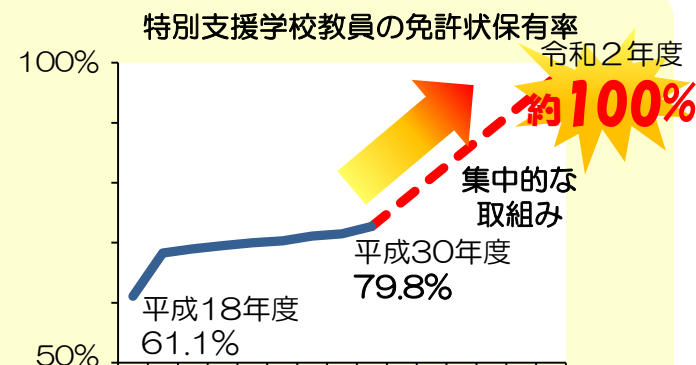
新特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）（平成29年4月告示）

指導計画の作成と内容の取扱いに当たって、的確な意思の相互伝達などが行われるよう指導方法を工夫するなど、児童生徒の障害に応じた指導を一層推進する。

全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）

（平成28年5月教育再生実行会議）

国、地方公共団体は、学校現場での先進的な取組も参考にしつつ、発達障害の子供への対応力を向上させるための教員研修を充実する。



教職員等の専門性や資質の向上が必要

(1) 指導者養成講習会

特別支援学校教諭等免許状の取得を促進するため、免許法認定通信教育と免許法認定講習の実施を支援する。

(2) 手話等のコミュニケーションツールを活用した教職員等の資質向上に関する講習会

手話やICT機器の活用など特別支援教育を必要とする児童生徒のコミュニケーションに関する専門性等について、教職員研修等を実施を支援する。

(3) 民間団体等を活用した特別支援教育の理解啓発

新規採用の教職員や新たに特別支援教育に携わる教職員を中心とし、保護者や地域住民等も含めた特別支援教育関係者に対して特別支援教育の理解啓発を図る。

学校と福祉機関の連携支援事業

令和2年度要求・要望額 10百万円
(前年度予算額 10百万円)



背景説明

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。文部科学省と厚生労働省による、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の検討では、学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携不足が課題として挙げられた。

- 教職員や保護者の障害児通所支援事業所に関する理解不足
- 保護者を含めた関係者間の情報共有や連絡方法が定まっていない

目的・目標

各自治体において、関係部局の連携のもと、学校と障害児通所支援事業所について、現状を把握・分析した上で、広く波及可能な連携の在り方を研究する。

事業内容

都道府県・市区町村 4地域

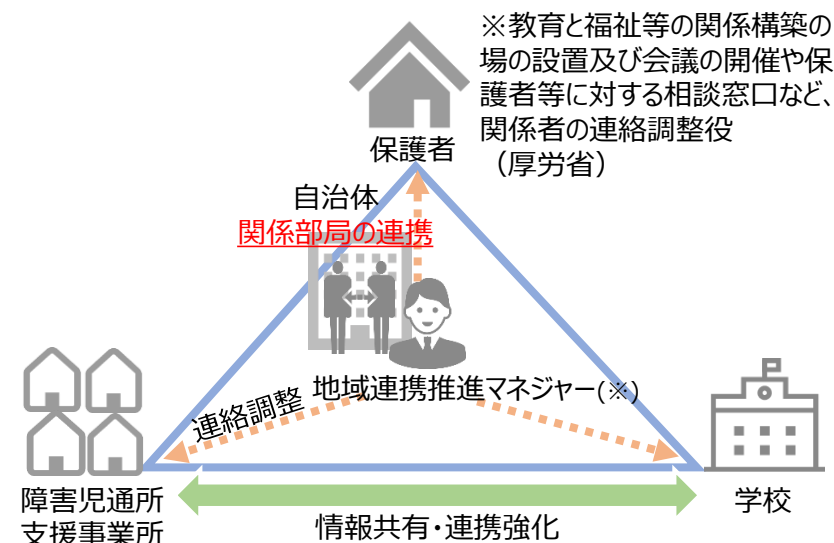
○現状の把握と分析

学校と障害児通所支援事業所の連携について現状と課題を把握した上で、連携に際して共有すべき事項やポイントについて、保護者との連携の観点も含めて整理する。

○分析をもとに、他自治体で波及可能な学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成

- ・既存の会議等を活用した関係部局や関係機関が集まる場の設定（センター的機能としての特別支援学校の位置づけ等）
- ・相互理解の促進（教職員や保護者に対する障害児通所支援事業所の説明機会の確保等）
- ・年間を通じて関係者の間で交わすべき情報の整理
- ・下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故時の対応の整理
- ・保護者の同意を含む、障害児通所支援事業所との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

○調査分析支援員の配置



情報共有・連携強化の手法の研究（本事業）

現状を把握、分析した上で、連携にあたって取り組むべき事項について波及性のあるマニュアルを作成。

成果、事業を実施して、期待される効果

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行い、他自治体に波及可能なマニュアル等を作成することで、全国的な教育と福祉の連携の推進につなげる。

保健、医療、福祉と連携した 聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

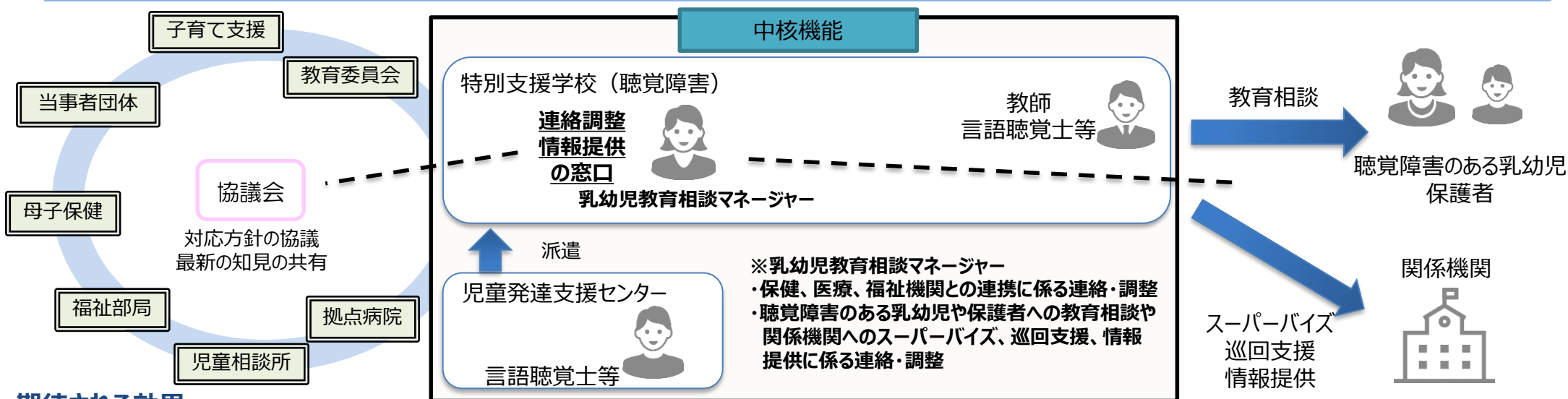
(新規)
令和2年度要求額 19百万円
文部科学省

背景説明

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することにより、さらに充実することが求められている。

事業内容

- 特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の拡充（都道府県 7箇所）
 - ・保健、医療、福祉機関など、厚生労働行政との連携により得られた最新の知見に基づく教育相談の実践
 - ・教育相談を行うための学校内の体制強化（乳幼児教育相談マネージャーの配置）
- 乳幼児教育相談に係るモデルの普及（国）



期待される効果

聴覚障害に係る教育相談の実践の蓄積、乳幼児教育相談マネージャーを活用した聴覚障害に係る教育相談の実施体制の構築を行うとともに、この成果を全国に普及させることにより、乳幼児期の聴覚障害に係る教育相談を充実させ、地域格差の縮小を図る。

背景・目的

難聴の早期発見・早期教育（療育）開始が、その後の子どもの発達に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、特別支援学校（聴覚障害）（以下、「聾学校」）に設置された乳幼児教育相談が、各地域において効果的に機能するよう、保健・医療・福祉及び教育の連携促進や、乳幼児教育相談担当者の専門性向上を目的とした**全国研修会**を開催することにより、我が国における難聴児の乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援体制を構築する。

取組内容

研修パッケージの作成

研究所の研究成果を踏まえ、乳幼児教育相談が効果的に機能するための**研修パッケージ**を作成する。

- ①乳幼児教育相談担当者の役割 ②管理職の役割
- ③関係機関との連携 ④地域における支援体制の構築（キーパーソンの育成等）

関係者会議の開催

講師並びに各ブロックの早期教育の中核を担う運営協力者を交えて、本事業の意義や研修パッケージ内容や、本事業における研究協力者の役割等について協議し、共通理解を図る。

「難聴児の切れ目ない支援体制構築研修会」（全国研修会）の開催

全国の乳幼児教育相談担当教員、聾学校管理職のみならず、**保健・医療・福祉関係者等にも参加を呼びかけ**。

- ①事業趣旨説明及び研究成果報告 ②乳幼児教育相談担当者及び管理職の役割
- ③先進地域の取組例紹介 ③切れ目ない支援体制構築に向けて（地域別協議）

関係者会議の開催

全国研修会で得られた情報や地域の状況についての情報共有を行い、成果や課題を踏まえつつ研修パッケージの更新を行う。（次年度に向け、事業の改善充実を図る。）

成果、事業を実施して期待される効果

- ・研修会を実施していくことで、各聾学校における乳幼児教育相談の機能充実が図られる。
- ・研修パッケージを整理することにより、担当者の専門性向上や地域のネットワーク形成が促進される。

高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)

4 2 百万円
2 6 百万円)



文部科学省

背景説明

近年の医学の進歩に伴い、入院の短期化、入院の頻回化、退院後も引き続き医療や生活規制が必要となるケースの増加等、病弱児を取り巻く環境や病弱児の実態は大きく変化している。入退院を繰り返すケースが増加する中、義務教育段階では学習することができたが、高等学校段階になると地域や学校によっては学習できない例もあり、「第3期がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定）においても、小児・A Y A 世代^(※)のがん患者のサポート体制は必ずしも十分なものではなく、特に高等学校段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。これらの状況を踏まえ、高等学校段階における入院生徒等に対する教育保障体制の更なる整備が求められている。

※AYA世代：思春期及び若年成人世代（Adolescent and Young Adult）

目的・目標

各自治体において、在籍校、特別支援学校、教育委員会、病院等の関係機関が連携し、高等学校段階の入院生徒等に対し、個々の状況に応じた教育機会の確保や復学支援を行う体制の構築方法に関する調査研究を実施する。

1 長期入院時等における教育保障体制の構築

3 1 百万円

（委託先：都道府県・政令指定都市教育委員会等（6地域））

長期入院又は入退院を繰り返す生徒に対する教育機会の確保・復学支援を実施

- 教師の派遣や学習支援員の配置による教育機会の確保に関する研究
- 入院生徒に対する遠隔教育の有効な活用方法に関する研究
- 医療機関・教育機関等の連携体制に関する研究 等



2 自宅療養中における教育保障体制の構築

1 1 百万円

（委託先：都道府県・政令指定都市教育委員会等（2地域））

退院後も引き続き治療や生活規制のため、通学が困難である、一時帰宅をする等の理由により自宅療養をする生徒に対する教育機会の確保・復学支援を実施

- メディアを利用して行う授業（同時双方向型）の制度・オンデマンド型（一方向・非同期型）教育の特例制度の活用に関する研究
- 保護者・医療機関・教育機関等の連携体制に関する研究 等



※同時双方向型：学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

※オンデマンド型：別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式

1 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。

新学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての方向性が示されていることから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、特別支援教育の質の向上を図る。

2 内容

新学習指導要領の実施にあわせ、我が国の実態や諸外国の状況の調査分析等を実施するとともに、児童生徒を対象とした先導的な授業の開発と実践を行う。

（1）新学習指導要領に向けた実践研究

新特別支援学校学習指導要領等の内容を円滑に実施するため、新特別支援学校学習指導要領等に沿った教育課程編成や指導及び評価方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。令和2年度は、平成30年度に採択した課題について、最終年度となることから、実践研究の成果の調査分析や普及を実施する。

（2）政策課題対応型調査研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、諸外国の状況や我が国の実態について調査・分析を行い、その成果を政策立案や（3）政策課題対応型先導研究に活用する。

【課題例】

・聴覚障害児に対する外国語の指導法 ・盲聾児に対する特別支援教育 等

（3）政策課題対応型先導研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、教育課程や評価方法を開発し、それらを実証・評価することで、先導的なモデルの構築を目指す。

【課題例】

・農福連携 ・読書活動 ・特別支援学校小学部（知的障害）のプログラミング教育、外国語活動 等



学習指導要領や教育課程等



研究仮説、実施方法等を検討



実際の授業で実証・評価



研究成果を全国へ展開